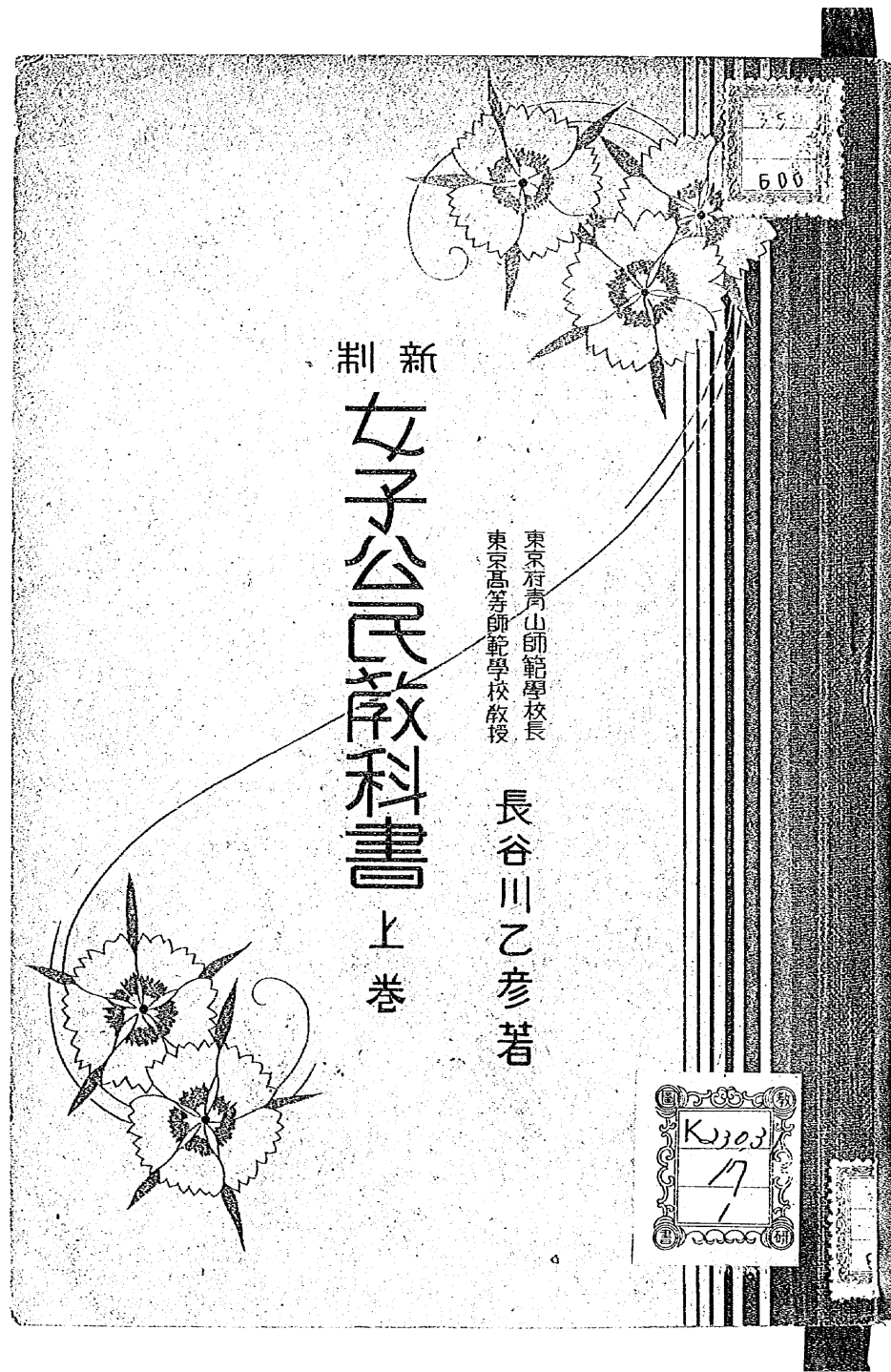




K230.31

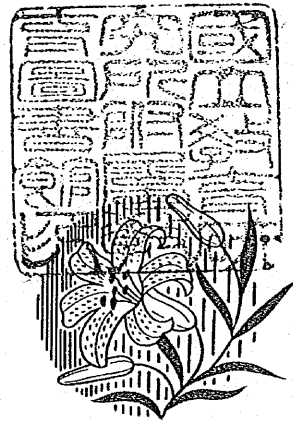
17

1

新 制
女子公民教科書

東京府立第一師範學校校長
東京府立第一師範學校教授

長谷川乙彦 著



東京 英進社 大阪

天祖の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が
子孫の王たるべき地なり 宜しく爾皇
孫就て治らせ さきくませ 寶祚の隆
えまさむこと當に天壤と窮まりなかる
べし

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤儉業ニ服シ產ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世

務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘ
シ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セ
ムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

昭和元年十二月二十八日

踐祚後朝見ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語

朕皇祖祖宗ノ威靈ニ賴リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ
大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修
シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考叙聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ
外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏ク
セリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ迺チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道
ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭
ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ

一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統領ヲ嗣ケリ
朕ノ寡薄ナル唯就業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之
レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ
經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ
著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無
疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則
チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博
ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新
ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會
通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟
レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセン
コト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓
ヲ明徵ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此
ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セン所
ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無
窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

市制町村制公布ノ上諭文

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコ
トヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ尊重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ
以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町
村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

明治二十一年四月十七日

例言

一 文部省彙に中等諸學校に公民科を新設し、其の教授要目を制定するに當り、著者は其の編纂委員の一人として、昭和五年十一月より昭和六年一月に亘り、十餘名の委員と共に、十數回の検討審議を経て得たる成案が、即ち文部省の公布した公民科教授要目となつたのである。

一 本書は該要目の趣旨に準據し、且多年修身科・法制經濟科教授の經驗を參酌して、勉めて公共生活に於ける政治上・經濟上、及び社會上の知識と道德とを併せ修得せしめ、以て公民科設置の意義に副はしめむことを目的としたのである。

一 理解を助ける爲に必要と認めた圖表の類を若干掲載した。但し小學校・中等學校の國語讀本、又は其の他の學科に於て既に理解せる如きものは之を省き、又統計に涉るもので、日に月に變動するものも、

市制町村制公布ノ上諭文

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコ
 トヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ尊重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ
 以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町
 村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

明治二十二年四月十七日

例言

一 文部省彙に中等諸學校に公民科を新設し、其の教授要目を制定するに當り、著者は其の編纂委員の一人として、昭和五年十一月より昭和六年一月に亘り、十餘名の委員と共に、十數回の検討審議を経て得たる成案が、即ち文部省の公布した公民科教授要目となつたのである。

一 本書は該要目の趣旨に準據し、且多年修身科、法制經濟科教授の經驗を參酌して、勉めて公共生活に於ける政治上、經濟上、及び社會上の知識と道德とを併せ修得せしめ、以て公民科設置の意義に副はしめむことを目的としたのである。

一 理解を助ける爲に必要と認めた圖表の類を若干掲載した。但し小學校、中等學校の國語讀本又は其の他の學科に於て既に理解せる如きものは之を省き、又統計に涉るもので、日に月に變動するものも、

之を載せなかつた。これ等は教授の際に於て、適宜最新のものを示されたい。

一 公民科は國民の實際生活に即した教授を必要とするものゆゑに、説明・示例の如きは、勉めて地方により、境遇に應じ適切なるものを選んで、補説せられむことを希望する。

昭和八年八月

著者識

新制 女子公民教科書 上卷

目次

第一課 人と社會	一
人と社會	一
共同生活と共存共榮	四
國家の重要意義	六
第二課 我が家	八
家庭生活	八
我が國の家族制度	二〇
戸主・家族	三

親族・婚姻	一六
戸籍・相續	一六
第三課 一家の生計	元
一家の收入	元
生計費	三
勤儉貯蓄	三
保險	三
財產	三
第四課 職業	三
職業と人生	三
職業の選擇	四
勤勞と研究	四
職業と道德	四
第五課 教育	五

人と教育	五
家庭教育	五
學校教育	五
義務教育	六
社會教育	六
第六課 神社	六
敬神崇祖	六
第七課 宗教	六
宗教の自由	七
第八課 公安	七
警察と公衆	七
災害防止	七

公衆衛生	一六
第九課 地方自治	一八
地方自治の沿革	一八
地方自治の精神	二〇
我が郷土	二〇
第十課 市 町 村	二二
市町村の自治	二二
公 民	二二
議員の選舉	二二
市町村會	二三
市役所町村役場	二三
市町村の財政	二四
市町村の財産	二五
第十一課 府 縣	二六

府縣の自治	二六
府 縣 廳	二六
我が府縣	二七
第十二課 農村と都市	二八
農村と都市	二八
農村生活	二九
農村の開發	三〇
都市生活	三一
都市の改善	三二
第十三課 産 業	三三
産業と國民經濟	三三
農 業	三三
工 業	三四
商 業	三五

その他の産業……………

二五

第十四課 貨幣及び金融……………

二七

貨幣……………

二七

物價……………

二七

信用……………

二九

金融機關……………

四〇

第十五課 交通……………

四〇

交通機關……………

四〇

交通と文化……………

四一

交通道德……………

五一

— 目次終 —

新制 女子公民教科書 上卷

第一課 人と社會

人と社會

社會の意義

人と社會 人は元來獨りて生きて行くことは出来ない。肉體を養ふための一椀の飯も精神を培ふための一卷の書も、一個人がこれを作り出すことは到底不可能である。必ずや多數の人間が相集つて、共同の生活を營み、互に財貨の有無を通じ、思想感情を交換し合つて、初めて衣食や修養の料を得、人としての生存を完うすることが出来る。かやうな關係を相互依存（互に頼り合つて）の關係

社會の態様

といひ、この關係を要素として成立つ人間の共同生活を社會といふ。

社會の態様 人が社會生活を営むのはその社交的な本性に基づく必然の結果であるがこれには凡そ二つの系統がある。一は人間の本能の要求に基く社會でこれを自然社會といふ。例へば家が人類の存続を目的とする種族維持の本能に基づいて營まれるやうな場合である。一は人間の理性の要求に基く社會でこれを人為社會といふ。例へば會社組合學會などが一定の目的を遂げようとする理性の判斷に基づいて成るやうな場合である。更に自然と人為との要素が結合して成立つ社會も少くない。例へば部落市町村國家などがそれである。人はこれ等種々の原因に依つて成立つ大小幾多の社會の中に生活して相互に衣食の必要を充たし、人格の修養を重ねてその存在の意義を完うすることが出来るのである。

個人と社會

人と社會との關係はかやうに密接である。随つて社會を離れた個人といふものはあり得ない。人は總べて個人であると同時に社會人である。それはあたかも盾の両面のやうな關係である。

社會の規律

故に個人と社會とは常に連帶して、その盛衰消長の運命を共にする。これを物質的に考へて見ても、個人は社會的に有無相通ずることによつてその衣食住を満足することが出来、社會はまた個人の經濟生活が安定することによつて、その健全な發達を遂げることが出来る。これを精神的に考へて見ても、人格の修養は社會を離れては不可能であり、社會道德の發達は必ず個人の精神的修養に俟たねばならない。

人が自己と社會との間にかやうに密接な關係があることを自覺すれば、おのづから社會の規律を尊重する必要を明瞭に理解することが出来る。そもそも社會は人間の集團生活に外ならぬのであるから、そこにはおのづから一定の秩序がなければならぬ。蟻や蜜蜂の群居生活にすら、常に整然たる秩序が保たれてゐるといふ。況して人類の團體生活に於ては、秩序は社會の存立に缺く

公共的精神

ことの出来ない條件である。そこでこの秩序を保つためには、個人の行爲の上には是非善惡の差別を立てる必要がある。この差別の標準を示すものが社會の規律である。道徳や法律や習慣などがこれである。然し規律は元來個人の心理を束縛する靜止的な權威に過ぎないから、社會の規律がよく維持せられるか否かは、一に各個人の有する公共的精神の強弱如何に依るのである。世に「小我を捨て、大我に生きる」と云ふ言葉がある。これは個人的の我欲を捨て、社會人としての面目に生きようとする社會的公共心を説いたものであるが、かやうな公共的精神の發露に依つてのみ社會の規律は保たれ、随つて社會は健全なる生存を遂げることが出来るのである。

共同生活と共存共榮

共同生活と共存共榮 共同生活の内容が、人と人との相互依存にあることは既に述べた通りである。この相互依存の關係に基

相互依存と相互扶助

づいて、相互扶助の必要が生じる。元來個人の能力にはおのづから限度があり、その才幹も人に應じて長短がある。故に多數の個人が相倚り相扶けて事に従はない限り、社會生活の向上を望むことは出来ない。現に社會の各方面に於て、意識的にも無意識的にも、幾多の分業と協同とが行はれてゐるのは、この理由に基くのである。共同生活とは、言ひ換へれば相互扶助の總和に外ならないのであつて、共存共榮の意義もそれから生ずるのである。

共同生活の理想

然し目的のない協力は徒勞に過ぎない。こゝに共同生活の理想が必要となる。凡そ個人に意識があるやうに、社會にも亦意識がある。これを社會心意と呼んでゐる。國民精神・民族意識などは一國民・一民族の社會心意をいふのである。共同生活の理想はこの社會心意に基づいて生れる。そもそも現今のやうな發達した社會の内に生活する各個人は、自分一個の無制限な自由と幸福

共存共榮の眞意

を冀うても到底これを得ることは出来ない。一個人の自由や幸福は、常に他の個人の自由や幸福と一致しなければならぬ。随つて廣く社會の幸福と繁榮とを圖ることが、やがて自己みづからの幸福と繁榮を齎す所以であつて、これが我々の社會生活の理想である。これを共存共榮といふ。然し共存共榮は單に物質的の意味ばかりではない。凡そ社會生活の意義は、一面には衣食住の利便を増進すると共に、他面には宗教、道德、學問、藝術など、人間生活の精神的内容を向上し發展せしめるところにある。人類が無智蒙昧の原始的狀態から、文明開化の今日にまで進化し得たのも、要するに過去數千年間の社會生活の賜である。随つて共存共榮は、ただに物質的の意味に於てばかりでなく、精神的にも文化的にも、社會生活の根本理想でなければならぬ。

國家の重要意義 人は同時に大小幾多の社會に従屬して生活

國家の地位

する。例へば人は家庭の一員であると同時に、市町村、府縣、國家の公民であり、また學會、組合、會社などの會員であるやうなものである。然してこれら多くの社會生活を結合統一してゐるものは國家である。國家は各種の社會のうち、その組織の最も發達し、その形式の最も完備した社會であり、多數の國民と幾多の小社會をその内に含んでゐる全體社會である。今日世界人類の大多數は必ず何れかの國家に屬し、國家の保護と支配の下にその生存を維持してゐる。いはば國家は現今に於ける人類生存の最高最大の條件である。

國家の發達

國家組織の發達の不充分な時代に於ては、國家は單に軍事、外交、警察などの單純な作用を行ふ團體に過ぎないと考へられた。然るに社會生活の進化に伴うて、國家の作用も次第に廣汎となり、人間生活の各方面に互つて、その影響を及ぼすことゝなつた。現今

國民の覺悟

の國家は謂はゆる文化國家として、政治・軍事・外交・經濟・法律・宗教・道德・教育・技藝・交通など各般の社會生活を統制し、人類の文化を無限に向上せしむべき使命を有してゐる。

故に現代人の生活は國家を離れては一日も成立たない。個人と國家とはその盛衰興廢の運命を共にする。随つて國民としての本分を盡すことは人間としての生存の意義を完うする所以である。國民たる者は常に國家の休戚を念とし、相倚り相扶けて國家の發展に貢獻するの覺悟を固持しなければならぬ。

第二課 我が家

家庭生活

家庭生活 人は通常人生の大半を家庭で生活する。そこには福德圓滿の祖父母があり、慈愛に溢れた父母があり、信愛に充ちた

家庭と人生

兄弟姉妹がある。まことに家庭は夫婦の愛を緯とし、親子の愛を経として織りなされた最も自然な社會である。家庭は父母兄弟が寢食を共にし、團樂の樂を享ける人生の慰安所であり、また子弟の教育の行はれる修養所でもある。家庭の和樂は人生最大の幸福であり、家庭の不和は人生最大の苦痛であるといつても過言ではない。

家庭と社會

人は一切の社會に入るに先だつて、まづ家庭の一員となる。總べての社會は、この家庭を根柢として、その上に營まれるといつてもよい。随つて家庭の良否は直ちに國家社會の隆昌に重大な影響を及ぼす。孔子が國を治め天下を平らかにするの基礎は、先づ家を齊へるにあると説いたのも、この道理を明かにしたもので外ならぬ。

また家庭は社會生活の縮圖であるといふことが出来る。即ち

家庭の秩序を保つためには家憲や家風(家の法律)があり、これに基いて行はれる各般の家政(家の政治)があり、一家の經濟を按排するための家計(家の財政)があり、その他家族間の修養(家の教育)、隣人との交際(家の外交)など、何れも國家社會の行ふ諸作用と類似してゐる。随つて模範的な家庭人を養成することは優良な社會人たるの素質を涵養することになる。家庭に於て培はれる道德的情操こそ、廣く社會にあつては公衆道德の基礎となり、國家にあつては國民道德の根柢となるのである。

我が國の家族制度

我が國の家族制度 家は元來男女の共同生活に初まり、更に幼兒の保護、子孫の存續等を必要とするところから、次第に鞏固な永久的の結合をなすやうになつた。

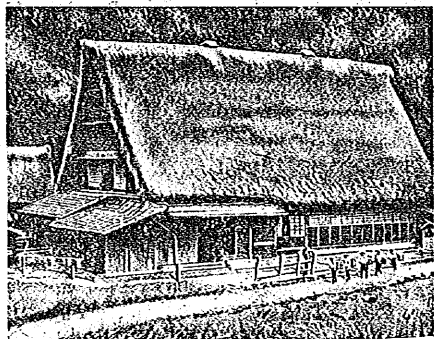
家が社會組織の單位となり、随つて社會的諸活動の中心となつてゐるやうな制度を家族制度といふ。我が國上古の家族制度に

我が國家族制度の沿革

我が國家族制度の特色

あつては、個々の家は所謂大家族をなし、數代の家族が居を同うして共同生活を營んでゐたが、社會生活の進歩と共に大家族制度は漸次崩壊し、小家族がこれに代つて家族制度の單位となるやうになつた。それが明治の初年になつて、歐米の文物が輸入せられた結果、今日では西洋の個人主義制度と從來の小家族制度とが併せ行はれてゐる。

さて洋の東西を通じて、家族制度の根本をなすものは家といふ觀念であるが、就中家を尊重する思想の濃厚なことは、我が家族制度の著しい特色である。即ち家に永久不滅の森嚴な意義を認め



宅住の度制族家大村川白國彈飛
(除に人十三はき多りよ人数十はき少
(。るるでん營を活生同共が及家大る)

て、家系家名を重んじ、家族間の和合と協力とによつて、家運の繁榮を圖らうとすることは、我が國民平素の念願であるが、特に祖先崇拜の念に富み、常にその祭祀を怠らず、身を立て名を揚げて、父祖の靈に報ひやうとする精神の旺盛なことは、我が國特有の傳統的美風といつてよい。この思想はやがて、皇室を以て國民の大宗家であるとする我が民族精神と結合して、天皇中心の國體觀念を益々鞏固ならしめてゐる。即ち我が國の家族制度は國家組織とその精神的基礎を共通にしてゐるところに、比類のない特色を有つてゐるのである。

戸主・家族 共同生活體としての家には、おのづから家内の統制を圖る者がなければならぬ。これが即ち戸主である。戸主は一家の統率者としての地位に基づき、民法上次のやうな諸種の權利を有し、義務を負ふてゐる。これを總稱して戸主權といふ。

戸主・家族
戸主

戸主の權利と義務

- (一) 家族の居所を指定する權利。
 - (二) 家族の婚姻または養子縁組に同意を與へる權利。
 - (三) 家族の他家相續または分家に同意を與へる權利。
 - (四) 家族の禁治產または準禁治產の宣告またはその取消を請求する權利。
 - (五) 家族の後見人または保佐人となる權利。
 - (六) 家族を扶養する義務。
- これ等の權利義務は、法律によつて初めて設けられたものではなく、長い家族制度の歴史を通じて自然に發達した習慣を、法律の正文に表はしたものに外ならない。戸主の權利は戸主が其の家族や家のためにする意義に於て認められた權利であるから、戸主の權利は同時に戸主の義務であるといつてよい。同様に戸主の義務といふのも、半面から見ればその權利であるともいへる。

親子

親子関係

我國の家族制度は特に親子の関係を重要視する。即ち歐米諸國では夫婦が家庭の中心で子女はそれに從屬してゐるに過ぎないから、成人後の子女は兩親と別居するのが普通であるが、我が國では家督相續の上から親子の關係が夫婦の關係よりも重要視せられる場合が多く、親とその跡を相續する子供とは何時までも同居するのが通例である。即ち西洋には家庭はあつても家族制度は無いといつても差支はない。近時社會生活が次第に複雑となり、交通が著しく發達するにつれて、從來の家族生活を其の儘に維持することは出来ないけれども、其の制度の精神はどこまでもこれを保存し、我が傳統的美風を失つてはならない。

我が民法は種々の規定を設けて親子關係の法的秩序を維持するに努めてゐる。

(一) 民法の認める親子には次の三つの場合がある。

親権

1 實親子 血統上の親子をいふ。實子には嫡出子(法律上正式に因つて生れた子)と私生子(法律上正式の婚姻に因らないで生れた子)と庶子(父が認知した私生子)とがある。

但し庶子は其の父母の婚姻の手續に依り、又私生子は父の認知と父母の婚姻の手續とに因つて、嫡出子たる身分を取得する。

2 養親子 養子縁組に基く親子關係をいふ。養子は養親に對して嫡出子と同一の身分關係が認められる。

3 繼親子 父の後妻または母の後夫を繼父母といひ、配偶者の嫡出子又は庶子を繼子といふ。また庶子より見て實父の法律上の妻を嫡母といふ。繼親子間または嫡母庶子間には親子關係と同様の關係を生ずる。

(二) 民法はまた親権に關する規定を設けてゐる。親権とは父母が未成年の子又は獨立の生計を立てるに至ら

ない子に對して、身分上若くは財産上に有する權利と義務の總體をいふ。戸主權が一家の秩序維持をその理由とするに對し、親權は子の養育保護を理由として生ずる。随つて親權は通常父がこれを行ふが、父の亡い時または親權を行ふことの出来ない時は、母が代つて親權者となる。親權の内容は(一)未成年の子の監護及び教育をなす權利と義務、(二)居所の指定、必要な懲戒職業の許可及び財産の管理をなす權利などである。

若し未成年の子に親が無いが、又は親權を行ふことが出来ないときは、後見人を置いてこれを行はせる。

以上は親子の自然的若くは法律的の關係であるが、これよりも更に大切なことは精神的の關係である。親が子を愛護し、子が親を敬慕する自然の人情を外にして、眞の親子關係は成立たない。

親子の道德

この親子の情愛こそ健實な社會生活の基礎であり、我が國民道德の根本である。

親の務 親權が權利であると同時に義務であるのはよく親たる身分の道德的性質を示してゐる。子は單にその両親の子であるばかりではなく、歴史あるその家の子であり、廣く國家社會の一員たる子である。故に親は徒に我が子の愛に溺れるやうなことなく、よく理性の示すところに従ひ、國家有用の人物に育て上げねばならぬ。これはあらゆる時代を通じて世界人類が共通に擔ひ、且果さねばならない嚴肅な使命である。

子の務 親に親たるの務があるやうに子にはまた子たるの道がある。近來西洋流の個人主義思想に禍せられてか、子は親が勝手に産んだのであるから親の養育に對して特に感謝すべき理由がないなどと公言する徒があるといふ。かくの如きは倫常を解せず愛育の恩を辨へないものであつて、海山にも譬へ難い父母の恩義を無視して顧みないのは甚しき不心得といはねばならぬ。また從來は親子が同居する習慣上、或は子の依頼心を増長させ、殊に親の地位財産を目當として自主獨立の精神を消磨せしめる嫌がある。この點は親子關係の特に親密な我が家族制度より起る一大缺陷であつて、我が國民の考慮すべき問題である。

兄弟姉妹

つぎに兄弟姉妹は同一の親から生れた骨肉の間柄であり、いはば一つの幹から岐れた多くの枝である。然しその間にはおのづから長幼の序があるから、兄姉はよく弟妹を愛護し、弟妹はよく兄姉を敬愛して互に和合せねばならぬ。兄弟姉妹は年が長ずるに従つて親しみが減じ、往々醜い争を惹起するやうな場合もあるが、これは相互に依頼し過ぎたり、又は一時の感情に驅られた結果から來ることが多い。深く兄弟姉妹の本義を反省するならば、互に喜憂苦樂を分つて相協力し、共に家運の基礎を固めて、父母を安んじ祖先を顯はすことに勵まねばならない道理である。

親族・婚姻

親族・婚姻 親子兄弟のやうな自然的の血縁關係(養親子關係もこれに準ずる)と、婿舅嫁姑のやうな男女の配偶關係とによつて結ばれた範圍内の人々を親族といふ。これ等一群の人々は、一族として互に相扶け相親むべき間柄にあるから、家族制度を基礎とする社會に於ては、

親族關係

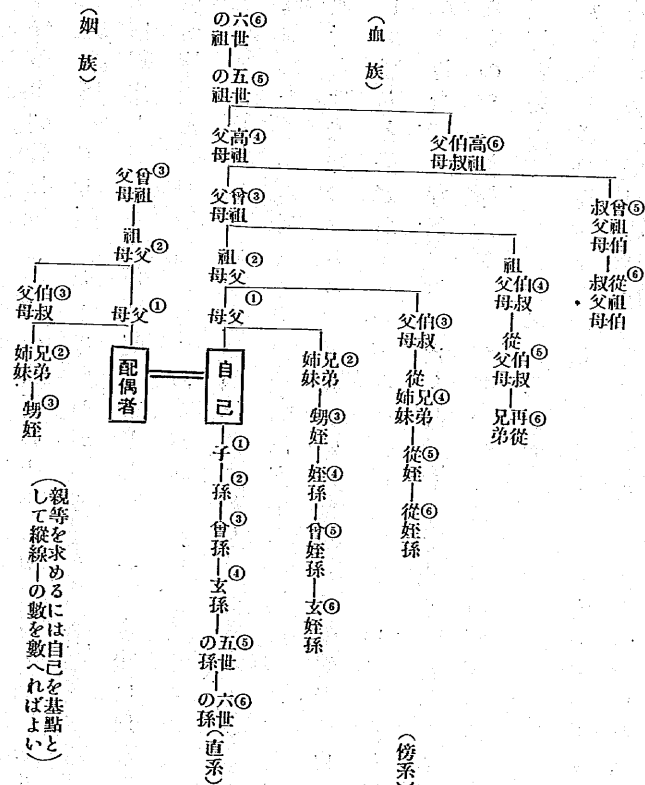
親族關係の重要性は、社會全般の組織の上から見ても、各個人の生活の上から考へても頗る大なるものがある。

普通に親族といふのは、親類親戚などと略同一の意味に用ひられて、その範圍は甚だ漠然としてゐるが、我が民法の認める親族は、
(一)六親等内の血族、(二)配偶者、(三)三親等内の姻族の三つをいふ。血族とは血統の繋がる者及び養親子、嫡母庶子(これらを法定といふ)などを云ひ、配偶者とは夫婦の一方の當事者をいひ、姻族とは配偶者の血族を指して呼ぶ名稱である。親等とは自己を中心として、親族關係の親疎遠近を示す呼稱で、例へば父母及び子のやうに血縁の直接繋つたものを一親等、祖父母及び孫のやうに二段の間隔あるものを二親等といふ。

親族の道徳

親族が互に義理を重んじ、禮儀を厚うし、祖先の祭祀や吉凶禍福に相集うて、報恩慶弔の情誼を盡すのは我が國古來の美風である。

表 覽 一 係 關 族 親



親族間には親等によつて親疎はあるが、それ以外に職業・地位・貧富などによつて差別を設くべきものではない。また親族が互に扶け合ふことは、固より美しい風習ではあるが、濫に親族に依頼して獨立の精神を失ふやうなことがあつてはならぬ。

直系・傍系・尊・屬・卑・屬。直系とは自己を起點として縦に連つた系統をいひ、(父母・祖父母・子・孫など) 傍系とは直系から横に分れた系統をいふ。(兄弟・姉妹・伯・叔・父母など) そのうち、自分より目上に位する者を尊屬目下にある者を卑屬といふ。

血族は自然的關係によつて發生するが、配偶者と姻族とは婚姻に基づいて成立する。婚姻の制度は古代に於ては頗る亂雜幼稚で、近親結婚・掠奪結婚・賣買結婚等が行はれ、一夫多妻・一妻多夫の風習も稀ではなかつたが、文化の發達と共に今日の一夫一婦制度が、人倫を完うする最善の形式と認められるやうになつた。現代の文明諸國は何れも婚姻に關する制度を設けて、その健全な發達を

婚
姻

婚姻の要件

期してゐる。我が民法にも、亦婚姻に關して大要次のやうな規定が設けてある。

(1) 婚姻が成立するには次の要件が具はらねばならぬ。

(一) 本人双方が承諾すること。(二) 男子は満十七才、女子は満十五才に達すること。(三) 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族間ならざること。(四) 家にある父母の同意あること、但し男が満三十才、女が満二十五才に達した後は此の限でない。(五) 市町村長に口頭又は書面を以て婚姻届をなすこと。

(2) 婚姻成立の後には夫婦間に次のやうな效力を生ずる。

(一) 妻は婚姻によつて夫の家に入り、婿養子・入夫は妻の家に入り、夫婦同居して互に扶養の義務を負ふ。(二) 日常の家事については妻は夫の代理人と見做されるが、重要な問題の處置については夫の許可を要する。(三) 夫婦は各別に財産を所有す

婚姻の效果

配偶者選擇の條件

ることは出来るが、夫または戸主たる妻は配偶者の財産を使用収益することが出来る。

夫婦は血族にも優るほどの密接な關係に立つものである。これによつて親子・兄弟の關係も生じ、家系を永遠に存続することも出来る。また夫となり妻となることによつて、始めて人生に深甚な意義も生ずるのである。故に婚姻に際して、配偶者の選擇が如何に重大な問題であるかは、今更言ふを俟たない。選擇の第一條件は、本人の人格と才能と體質と血統とであつて、地位や財産や容貌などを偏重するのは耻づべきことである。當事者はよく父母・長上の意見を聴き、その判斷を誤まらないやうに心掛けねばならぬ。かくして一旦結婚した上は、互に同情と寛容の徳を以て相信愛し、一致協力して家運の繁榮を圖らねばならぬ。夫婦生活は決して一時の便宜や手段のために營まれるものではない。夫となり妻となる

夫婦の道德

ことによつて、男女は互にその人格の缺點を補ひ、人生の意義を充實することが出来るのである。

なほ婚姻に關して我が國民の特に注意すべきことは結婚費用の濫費と婚姻届の懈怠とである。結婚は人生最大の慶事ではあるが、徒に儀式調度の贅を誇るが如きこと無く、嚴肅と質素とを旨とすべきである。また結婚は一つの法律行為であるから、婚姻届を終るまでは法律上正式の夫婦とは認められない。我が國に謂はゆる内縁の夫婦の多いことは、法治國民として甚だ耻づべきことである。

戸籍・相續
戸籍

戸籍相續 一家の所在と組織とを明にし、家族相互の身分關係を示すために戸籍の制度がある。戸籍を登録した帳簿を戸籍簿といひ、一家毎に正副二本を設け、その正本は市役所又は町村役場に備付け、副本は監督區裁判所に保管する。戸籍簿は一定の手數

料を納付すれば、これを閲覽しまたはその謄本若くは抄本の交付を請求することが出来る。

戸籍の所在地を本籍地といふ。九十日以上本籍地を離れて一定の場所に住所(生活の本據のある場所をいふ)または居所(現在居住する場所をいふ)を定める時は、十四日以内にその地の市町村長に寄留届を出し、本籍地に歸れば十日以内に寄留復歸届を出さねばならぬ。

戸籍は國家行政の根據をなすもので、徴税徴兵、就學等の事務もこれによつて行はれるのであるから、一家の戸籍に變動を生じた時は、速に戸籍法の規定に従つて、本籍地又は寄留地に於てその届出を済まさねばならぬ。婚姻、養子縁組、出生、死亡、隱居、家督相續等の場合がそれである。これ等の届出については、通常市役所(六市に於ては)または町村役場に備付の書式があるから、それによつて不備遺漏のないやうに注意しなければならぬ。

家督相続

一家の存続のために、戸主の地位及び財産上の権利義務を繼承することを家督相続といふ。家族制度を尊重する我が國特有の制度である。家督相続は戸主の死亡隠居若くは戸主が離婚または離縁（養子縁組の解消）によつてその家を去つた場合などに行はれ、相続人及び相続の順位は次のやうである。

家督相続人としての順位

第一・順位・法定の推定家督相続人 法律が第一位の相続人として推定したもので、被相続人の家族たる直系卑屬（子孫）がそれである。

第二・順位・指定家督相続人 前項に該當する者が無い時に被相続人に於て家督相続人として指定した者をいふ。

第三・順位・第一種の選定家督相続人 法定または指定の家督相続人が無い時、その家にある被相続人の父母または親族會が、その家族たる被相続人の配偶者兄弟姉妹または兄弟姉妹の直系卑屬中から選定した者をいふ。

第四・順位・第二種の法定家督相続人 第三順位の相続人が無い時は被相続人の家族たる直系尊屬が相続人となる。

第五・順位・第二種の選定家督相続人 前四項に該當する者が無い時は親族會が選

遺産相続

遺産相続人としての順位

定した者を相続人とする。

死亡した家族の財産上の権利義務を繼承することを遺産相続といふ。遺産相続人相続の順位及び相続分は次のやうに定められてゐる。

(一) ①直系卑屬 ②配偶者 ③直系尊屬 ④戸主

(二) 同順位の相続人が数人ある時は遺産は平等に分配される。但し直系卑屬が数人あるときは庶子及び私生子の相続分は嫡出子の二分の一である。

相続の承認と拋棄

相続は原則として相続人が自由にこれを承認し、または拋棄することが出来る。ただ家族制度を尊重する趣旨から、法定の推定家督相続人は家督相続を拋棄することは出来ない。相続の承認には二種ある。無條件で被相続人の権利義務の全部を繼承する場合を單純承認といひ、相続によつて得た財産の限度に於てのみ、被相続人の債務を辨済すべきことを條件として承認する場合を限定承認といふ。

遺言

遺留分

相続に關聯して注意すべきことは遺言である。遺言とは人が自己の死亡後に效力を生ぜしめる目的を以て、養子縁組家督相続人の指定・相続分の指定・遺贈などに關する意思を表示することといふ。遺言は満十五歳に達した者が法律所定の方式に従つてなす場合にのみ有効である。ただ遺言を以て全財産の處分を自由にすることを許す時は、相続人の財産上の利益を失はしめ、家督相続の場合には、實質的に家族制度を破壊する結果となる恐があるから、民法は遺産の一定額は當然相続人に遺すべきことを規定してゐる。これを遺留分といひ、その額は次の通りである。

家督相続人	法家の推定家督相続人……………被相続人の財産の二分の一
指定または選定家督相続人……………同	三分の一
遺産相続人	直系卑屬……………同
配偶者または直系專屬……………同	二分の一
	三分の一

第三課 一家の生計

一家の収入
貨幣収入と現物
収入

収入と物價との
關係

一家の収入 一家の生計を維持する基礎になるものは収入である。収入とは家族の人々が一定の期間内に獲得所得の總額をいふ。収入には金銭による貨幣収入と物品による現物収入とがある。物々交換の行はれた古代に於ては、現物収入が収入の大部分を占めたが、貨幣經濟の發達した今日に於ては、農家の収入の一部を除く外、収入は殆ど金銭で得られるやうになつた。

収入が金銭収入による場合は、物價の變動によつて著しい影響を受ける。即ち物價が騰貴した時は、金銭の購買力が低下するから、實質上は収入が減少したと同様の結果となり、物價が下落した時は丁度それと反對になる。随つて定額の金銭収入によつて、そ

經常收入と臨時
收入

の生計を維持してゐる俸給生活者の如きは、物價の變動によつてその生計が樂にもなれば、困難にもなる譯である。また物價の變動は單に貨幣の購買力を増減するばかりではなく、收入そのものをも直接に變化さす場合がある。例へば商工業者等は物價の騰貴によつて收入が増加し、物價の下落によつて收入の減少を來すことがある。かやうに總じて物價の變動と生計との間には密接な連絡があるから、この關係を無視して無計畫に一家の生計を立てることは、文明人として採るべき態度ではない。

收入にはまた經常收入と臨時收入とがある。經常收入とは官吏の俸給、労働者の賃銀、醫師、辯護士等の報酬、商人の利潤など、規則的に得られ、且確實に豫定せられる收入をいひ、臨時收入とは賞與、手當、遺贈など、臨時または偶然に得られ、且確實に豫定し難い收入をいふ。經常收入は更に勤勞所得と財産所得とから成る。勤勞

生計費
必要費と文化費

所得は報酬、俸給、賃金、恩給、年金など、人の現在または過去の勤勞に基づく所得をいひ、財産所得は利子、配當、家賃、地代など、人の所有財産に基づく所得をいふ。

生計費 一家の生計を立てるに必要な費用を生計費といふ。

生計費は大別して必要費と文化費とする。必要費とは食費、被服費、住居費など衣食住とそれに伴ふ費用をいひ、文化費とは修養、娛樂、交際、慈善など、主として精神生活に必要な費用をいふ。これ等各種の費目が生計費の全額に對して占める割合は、社會の發達の程度によつて異なり、また同一の社會にあつても、個人の境遇と收入の多寡等によつて差等がある。また生計費にも收入の場合と同じく、經常費と臨時費とがある。

然したとひ收入は同一であつても、常に整つた餘裕のある生活を營む人と、家計に追はれて汲々たる生活を送る人のあることを

豫算生活

思へば、生計費の整頓と按排の巧拙が家庭經濟の良否を決定するものであるといふことが判る。

生計は一定の計畫に基づいて合理的に行はねばならぬ。そのためには収入と支出との正確な見積を立て、一定期間の生計を適當に按排して行かねばならぬ。これを豫算生活といふ。「入るを計つて出づるを制す」といふことは家庭經濟の金科玉條である。この原則を實行するためには、經常收入を以て經常の支出に充て、なほそれに多少の餘裕を残して、臨時收入と共に臨時の支出に充てるやうにしなければならぬ。

また生計費は常に適度に消費されねばならない。我々の生活上の必要と、文化生活の程度を越えて財貨を費すことを奢侈といふ。奢侈は單に財貨の浪費といふ點から見て不經濟であるばかりではなく、道德的に見ても許し難い罪惡である。何となれば、一

奢侈

粒の米、一寸の布と雖も、必ず人の勞働の結果になつたものであるから、必要以上にこれを浪費することは、勞働の神聖を汚すことである。また衣食住の華美贅澤を衒ふことは、他の有用な生活必需品の生産力を減退せしめて、その價格を騰貴させる惧れがあるからである。

吝嗇

さればとて、質素の程度を超えて必要な交際をも斷ち、心身の修養をも疎かにし、諺にいふ「爪に火を燈す」やうな生活を送ることは、これを排斥せねばならぬ。かゝる生活振を吝嗇といひ、却つて財貨の流通を杜絶し、社會の經濟力を疲弊せしめる。要するに家庭は社會組織の根柢であるから、家庭經濟の良否如何は、直に一國經濟の消長に影響を及ぼす。故に眞に國を思ひ、社會を憂ふるものは、先づ家庭經濟の整頓と改良とを計り、以て國家社會の經濟的基礎を鞏固にする自覺を有たねばならぬ。

家庭經濟と社會經濟

勤儉貯蓄

勤儉貯蓄「入るを計つて出づるを制する」の原則のみでは、まだ充分に家庭經濟の安固を期することは出来ない。冠婚葬祭は無論のこと、不慮の疾病災害などによつても、人は屢多大の失費に苦しむことがある。かゝる場合に應ずるためには、人はたゞに收支の辻褄を合せるだけでなく、進んで常に相當の餘裕を貯へて置くことが必要である。然しかゝる餘裕は決して簡單容易に得られるものではない。ひたすら業務に精勵して収入の増加を圖ると共に、常に節儉を守つて些少の剩餘をも疎かにせず、これを貯蓄して漸次にその増殖を圖ることが最も確實で有效な方法である。

貯蓄の種類と貯金

貯蓄の種類にはいろいろある。不動産株式・債券を所有することも貯蓄の一種と見ることが出来るが、最も普通に便利なのは貯金である。貯金には普通銀行で扱ふ當座預金、郵便局で扱ふ郵便貯金のやうに、必要の時に任意に引出せるものと、普通銀行の定期

貯金の社會的意義

預金、貯蓄銀行の据置貯金、定額貯金、信託會社の信託金の如く、一定の期間引出せないものとある。前者は利子が低く、後者は利子が高い。然し貯金を屢引出すことは、貯金の主旨に反するから、なるべく容易に引出すことの出来ない方法によるのが賢明である。例へば小額の間は郵便貯金、當座預金などとし、相當に纏つた額に達した後は、定期預金、据置貯金などに振替へて、増殖を圖ることが賢明である。

貯金は個人々々にとつては零碎な額に過ぎないが、これを集積すれば莫大な額になる。國家や銀行はこれを各種の企業に資本として融通し、以て商工業の發達を助成し、國民生活の利用厚生に資するのである。故に貯蓄は單に家庭經濟の安固を期する上に必要なばかりでなく、國家の經濟力を豊富にして、國際資本戰に優越な地歩を占める上にも緊要な條件である。

段であつても、知識、技能、體力、地位等とは異つて、常に社會上取引の目的となり、數量を以て見積り得べき經濟上の價格を有するものをいふのである。財産は人の生活に密接な關係があり、家庭の安固と繁榮とを期するための重要な物質的要件である。古語に、「恒産なければ恒心なし」といひ、「衣食足つて禮節を知る」といふのも、要は人がそれ相當の財産を所有し、生活の安定を圖ることの必要を説いたものである。自己の勤勞の結果、其の所得を自己のものとし、之を自由に使用しようとするのは人間自然の欲望であり、これあるが爲に勞して厭はず、努めて飽かぬのである。其の結果は各自財産の増大となり、之に依つて又社會の進歩に貢獻することもある。故に今日いづれの國も個人が財産を所有することを認め、法律に依つて之を保護してゐる。左に我が民法の規定の概要を述べよう。

財産の種類

有體・財産・と・無體・財産・ 財産を分つて有體財産と無體財産とする。有體財産とは有體物即ち物をいひ、無體財産とは法律によつて保護された無形の利益をその内容とするもので、著作権、特許權、實用新案權、商標權、意匠權等をいふ。

動・産・と・不・動・産・ 有體財産は更にこれを分つて不動産と動産とする。不動産とは土地及びその定著物（家屋・立木・塙垣等）をいひ、動産とは不動産以外の財産を總稱する。

財産權・ 人とその財産との關係を保護することは、社會全般の存立の上から見て缺くことの出来ない問題である。故に法律はこの關係を權利として尊重し、それによつて財産の社會的秩序を維持するに努めてゐる。これを財産權といふ。財産權にはその權利としての性質に基づき物權と債權とがある。

(一) 物權 物權とは一定の物を直接支配して、その利益を享受す

(一) 物權

財産權

る權利をいふ。即ち人がその生活の要求を充すためには、物を支配してこれを利用することが必要であるが、この人と物との直接の關係を權利として認めたものが、即ち物權に外ならない。随つて物權は物に對して作用する強力な支配權であり、廣く一般人にもその效力を及ぼす對世的な權利である。

所有權 物權にはその權利としての作用の上から見て占有權（人の物を自己のため保持してある状態）地上權、永小作權、地役權（何れも他人の土地を一定の方法に依つて利用する權利）留置權、先取特權、質權、抵當權（物に一定の作用を及ぼす權利）等があるが、最も重要なものは所有權である。所有權とは物の所有者について認められた權利であつて、法令の制限内に於て自由に物を使用、收益及び處分することの出来る權利である。即ち所有權は物に對する完全な支配權で、財産權中最も強力な權利である。然しこれを絶対の權利とする時は公益及び私益を害する虞れがあるから、法律はこれに對して公法上私法上二種の制限を設けてゐる。公法上の制限とは例へば警察上、國防上等の理由により、その所有權の行使を制限することをいひ、私法上の制限とは隣地關係に基づき

(二) 債權

相隣れる土地の所有者が、互に所有權の行使を限定せられることをいふ。

(二) 債權 つぎに債權とは、特定の人が他の特定の人に對し一定の行爲または不行爲を請求する權利をいふ。物權が物に對する支配權であるに對し、債權は人に對する請求權であり、物權が廣く一般人に效力を及ぼす對世的な權利であるに反し、債權は單に特定の人にのみ效力ある對人的權利である。ただ債權の目的となる人の行爲または不行爲は、經濟上の意味を有し、且債務不履行の場合に損害賠償請求權を生ずる點よりして、債權も物權と同じく財産權である。債權の權利者を債權者、義務者を債務者といふ。

契約 債權は事務管理（義務なくして他人の爲に法律上の原因なくして他人の受ける不法行爲（故意又は過失に依つて他人の權利を侵害すること）などの原因に依つても發生するが主として契約に基づいて發生する。契約は法律上有效な二人以上の意思表示の合致に基づくもので、一方に申込者があり、他方に承諾者があつて成立する。贈與、賣買、交換、雇

財産の社會的意義

儲蓄・負債・委任その他、各種の貸借關係などに於ける契約がそれである。

凡そ財産は人が自己の獨立と家族の扶養とを果し、進んで社會公共のために盡すことの出来る資本である。これによつて人はその生活の安定を得、修養の上にも進歩向上を期することが出来る。社會の文化や、福祉の増進に資することも出来るのである。名は私有財産といふものの、その效用は公共的のものである。故に人は財産を獲る手段についても、またこれを用ひる方法についても、常に公明正大の態度を以て臨み、濫に他人の正當なる蓄財の機會を奪つたり、一身一家の利益のためにのみ、財産を浪費したりするやうなことがあつてはならぬ。

以上に述べた諸事項に就いては、一家の主婦たるものは常に周到な思慮と綿密な工夫とによつて、家庭生活の經濟的基礎を安固にするの心掛が大切である。夫は通常その職業に専念する結果

家計上の些細なことにまで注意の及ばぬのが自然であるから、一家の生計を整へるに就いて、妻の分擔すべき仕事の範圍は随分廣汎であり、またそれだけに責任も重い譯である。將來一家の主婦たるべき者は、先づこの自覺を固めることが何より肝要である。

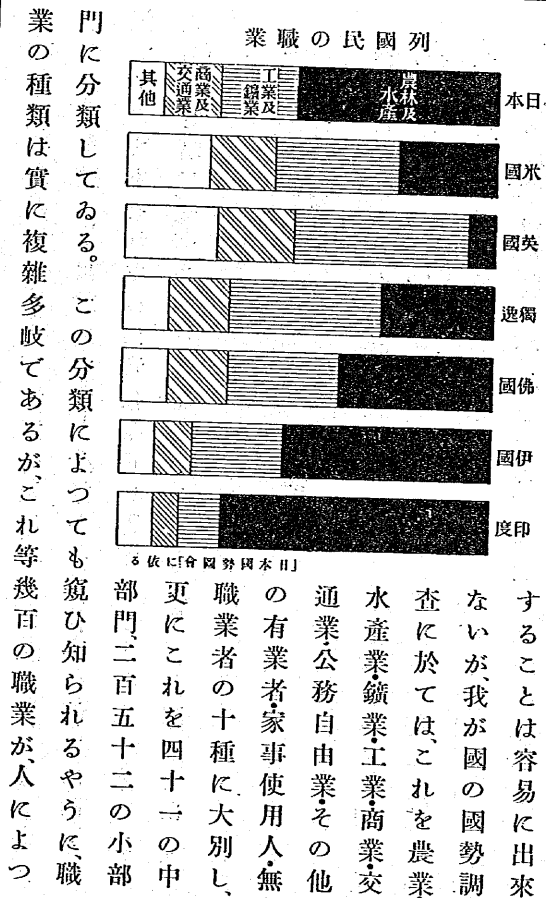
第四課 職業

職業と人生
職業の意義

職業と人生 人が生計を維持するために必要な収入は、通常職業によつて得られる。職業とは人が社會生活の一部を分擔すると共に、その生計を立てるため、繼續的に従事する一定範圍の仕事をいふ。職業の中特に營利をその直接目的とするものを營業といふ。随つて職業には營業に屬するものと屬しないものとある。例へば、商業や工業は職業であると同時に營業であるが、官吏や軍

職業の種類

人や會社員などの従事する業務は、職業ではあるが營業ではない。職業は社會生活の進歩に伴つて多種多様に分化し、これを分類



職業と社會生活

それぞれに分擔せられ、上下縦横に連絡して互にその有無を通じ、各種の需要を充たして、全體としての秩序と調和とを保つて行くところに、社會生活の微妙さが見出される。

この關係は社會生活全般の上から考へれば、一種の大規模な分業に外ならない。個人はそれぞれの職業に従事することによつて、社會的共同生活に参加し、それによつてまた自己の生存を完うすることが出来る。職業によつてこそ、人は初めて相互扶助と共存共榮の原理を如實に實現することが出来るのである。世にはその財産を恃んで無爲徒食に甘んじ、或は濫に他人の援助に頼つて一定の職業を持たないものもあるが、これは社會人としての本分を没却した態度といはねばならぬ。殊に文化の進歩した今日、日にあつては、人間の欲望も益、多様に岐れ、隨つて社會的分業の必要もその度を加へつゝある譯であるから、人は各、その分に應じ、専心

職業の貴賤

職業に勵んで、共同の福利を増進することに努めねばならぬ。このやうに職業はその種類の如何を問はず、何れも社會的分業としての神聖な使命を有つてゐるのであるから、決してその間に尊卑貴賤の別はない。然るに世には勞働を主とする職業を、智能を主とする職業よりも賤しいものゝ如くに考へ、或は屋内に於てする勞働を、戸外に於てする勞働よりも貴いものゝ如くに考へる風のあるのは歎かましいことである。寧ろ灼熱の炎天下に額に汗して耕作する農夫の勞働は、撥機や相場によつて一攫千金の巨利を博する一群の人達より、遙かに神聖なものであると考へられよう。

職業の選擇

職業の選擇 昔は職業の種類も比較的に尠く、且家によつて世襲せられてゐたから、轉業轉職の自由は殆ど認められなかつた。然し時世の進むに従つて、その種類も夥しく増加し、特に最近個人

選擇の條件

主義制度が發達するにつれて、人は自らの職業を自由に選擇し得るやうになつた。随つて如何なる職業を選擇するかといふことは慎重に考慮を拂はなければならぬ。

それについて吾々が豫め留意せねばならぬことは選ばんとする職業が、(一)自分の智能と性格と體質とに最もよく適合してゐること。(二)自己の趣味嗜好に合致すること。(三)將來發展の見込を具へてゐること。(四)現在の家業や資力など即ち自己の境遇に相應してゐること等である。

またこれ等の標準に従つて職業を選擇するにしても、單に自分一個の経験や判斷にのみ頼ることは適當でない。職業に對する興味なども、境遇の變化や年齢によつて變るものであり、また人が通常將來の職業を決定する時期は、まだ思慮と經驗に乏しい青年時代のことであるから、よく父母や師長の意見をも聽いて、その判

斷を誤らないやうにすることが肝要である。

從來女子が職業を持つといふことは特別の場合に限られ、通常は主婦として専ら家庭の仕事に當ることを本分としてゐるが、近時は經濟生活の進歩と相伴つて、婦人が獨立の職業に携はる傾向が著しくなつたばかりでなく、境遇と事情によつては、女子と雖も一定の職業に就く必要に迫られる場合もある譯であるから、職業に關して相當の知見を養つて置くことが大切である。

勤勞と研究
勤勞の必要

勤勞と研究 かうして一旦自己の職業を選定した後は、ひたすらその業務に精勵しなければならぬ。もとよりその職務の成績を擧げ、或は家業の繁榮を圖るためには常に健全な身體と明晰な知力と圓滿な人格とを必要とすることは言ふまでもない。然したとひこれ等の資格を充分に具へてゐても、勤勞を吝まぬ誠意に於て缺けるところがあれば、到底將來の成功を期待することは出

研究の必要

來ない。故に自己の職業に對しては、十分勤勉努力して、その志ざすところを遂げ、社會に對する責任を果さねばならぬ。

勤勞と相並んで大切なことは、職業に對する不斷の研究である。分業組織の發達した今日に於ては、どの職業にも各特殊の専門的知識と技能とが必要であり、淺薄な學力や短期間の經驗では、到底實務の能率を擧げることが出来ない。今日吾々は學校に於て、將來の職業に對する直接または間接の基礎的知能を習得してゐる譯であるが、やがて各種の職業に就いた後は、更に不斷の工夫と研究とを怠らないで、事務の改善、能率の増進に努めねばならぬ。勤勞の大切なことは固よりいふまでもないが、研究の伴はない勤勞は無味乾燥で永續性に乏しい。勤勞と研究の二者相俟つて、初めて人は常に清新の意氣と熾烈な愛着とを以て、その職務に精進することが出来る。

職業と道徳

職業と道徳 勤勞と研究とは人がその職業に従事するについて、守らねばならぬ心得であるが、職業を更に廣く社會生活全般の上から考へて見ると、職業と道徳との關係について、我々の反省すべき多くの問題がある。

責任の問題

先づ、我々は職業に關しては、全責任を負ふの覺悟がなければならぬ。今日のやうな分業組織の緊密な時世にあつては、仕事を分擔することは同時に責任を分擔することである。若し總べての人が、輕薄無責任な態度でその職業に携はるならば、社會共同の福利は忽ち破壊し盡されるであらう。

競争の問題

また、職業上の競争に於ては、常に公明正大の態度を保たねばならない。多くの人間が同一の職業に従事するとき、そこに競争の起るのは當然のことであつて、競争は本來決して排斥すべきものではなく、正常な競争は社會に刺激を與へて、その發達を促すもの

職業と共存共榮

であり、寧ろ獎勵に値するものがある。ただ同業同職者の活動を妨害して、自己の利益を收めんとするやうな不正の競争が行はれる場合には、社會は大きな害惡を蒙るのである。

總じて社會的共同生活にあつては、利他のない處に利己は成立つものでない。我々は常に社會全般の利益を念として、それぞれの職業にいそしむことによつてのみ、自らの繁榮を期待することが出来るのである。

第五課 教育

人と教育
教育の意義

人と教育 生れたばかりの頑是ない幼児が、二三十年の後には高尚な學理を解し、精巧な機械を作り出すやうになる。この驚くべき進歩の根源は、子供自身に具はつた發展の素質によるのであ

る。然したとひ子供にかゝる先天的な發展性が宿つてゐても、これを培ひ育て行くところの外部的な作用が加はらなかつたならば、決してその健全な成長は望まれない。この外部的な作用を廣い意味に於て教育と呼ぶのである。

教育には、人爲的に行はれる教育と、自然的に行はれる教育とがあり、人爲的教育の中には、家庭教育、學校教育、社會教育などがある。然し總べての教育を貫く共通の目的は「全き人」を作るといふことである。元來人は知・情・意の諸作用を具へてゐるばかりでなく、これ等諸作用の調和を圖らうとする統一的な意識の働きを有つてゐる。この意識の統一性を通常理性と呼ぶ。人が理智に偏せず、感情に走らず、また意欲に囚はれず、常に自己を自然や社會に關係づけて、善惡利害の判斷を誤まらないのも、一にこの働きによるのである。教育とはかゝる理性的統一的な人格を養成して行くこ

教育の目的

(一) 全き人

とに外ならない。

(二) 有用な人

全き人は同時にまた國家社會に「有用な人」でなければならぬ。統一的な人格といつても、それは決して内容のない人格ではなく、知情意の諸作用や、身體の活動に具體化されて現はれる人格でなければならぬ。随つて教育の内容が或は知識や技能を授け、或は感情や意志を陶冶し、或は身體の鍛鍊に努めるといふのも、歸する所はこれ等の作用を介して、統一的な人格の養成を圖るのである。

同様に人がそれぞれ専門の研究と經驗とを積み、自ら處世の途を構ずると共に、國家社會に貢獻するの素質を養ふことも、教育の大切な目的でなければならぬ。

家庭教育 幼少の兒童が家庭から受ける感化の著しいことは到底これを測り知ることは出来ない。アメリカの或心理學者は、人が六歳までに受ける精神上の感化は、その後の一切の教育的效

家庭教育
家庭教育の重要性

果に匹敵するとさへ論じてゐる。この説の當否は暫く措くとしても、人がその幼少の時期に受ける家庭教育の効果は、他の總べての教育の根柢であり、また出發點であつて、その人の將來を決定する有力な鍵であるといふことが出来る。この點については、主婦は日常家庭にあつて子女の養育に當り、その感化は家庭教育の大半を左右する譯であるから、深くその責任の重大な所以を自覺せねばならぬ。

家庭教育の根本原理

さて子供の心は純眞無垢で、何等の技巧を交へない自然の姿である。この子供の意識はあたかも白紙の如しといはれてゐる。然しこの白紙は外部からの加工や造作によつて、初めて思想となり、感情となる受動的な材料ではなく、寧ろその本質は自己の内面に秘められた發展性により、自ら知り、感じ、求めようとする無限の創造力である。教育はたゞこの創造力に成長の動機と材料とを

家庭教育の長所と短所

與へて、その健全な發達を助長する努力に外ならない。これは一切の教育に當てはまる一般的眞理ではあるが特に家庭教育に於てはこの點に留意しなければならぬ。

また家庭教育は家族間の愛情を基礎として行はれる結果、情操を陶冶するには便であるが、周到な準備を必要とする知能の傳授や、外部からの強制を必要とする意志の鍛鍊には不便である。又多くの家庭には、それ等のことに心を用ひる十分な暇を持たない。ただ初歩の知能教育については、子供の研究心を助長する意味で、家庭に於ても成るべく注意する必要がある、殊に徳育については、時に愛撫の手を訓戒の笞ツギに代へるだけの理性的な態度と用意とが望ましい。賢人孟子の母は、我が子の教育のために三度その居を遷したと言はれてゐる。母たる者は常にこの教に示された様な深い理性愛を以て、我が子の保護と教育とに當らねばならぬ。

また學校教育や社會教育は、多數の人を相手として行はれるが、家庭教育は少數の子弟に對して行はれるものであるから、個性に即する教育が最も有効に行はれる譯である。これ等の諸點を反省して、家庭教育の特色を發揮して行くことが、やがて他の一切の教育に鞏固な根柢を與へ、將來の社會生活に有益な基礎を提供することになる。

學校教育

學校教育 家庭教育の意義は以上のやうに重大であるが、現代の進歩した社會生活の要求を充たす爲には、組織ある學校教育を缺くことの出来ないことは明かである。學校教育の特色は、知識經驗の豊富な教師と、一定の體系ある教育的方法と、周到精密な施設との下に、多數の子弟を收容して教育するところにある。人格の養成を主眼として、德育・知育・美育・體育の各方面に互り、有効で適切な指導と訓練の行はれることも、學校教育の著しい長所である。

學校教育の種類

學校教育はその目的の上から見て、普通教育・専門教育・實業教育・特殊教育の四つに大別することが出来る。

(一) **普通教育** とは將來如何なる職業に就くものたるを問はず、人として一般に必要な品性と知能とを養成する爲の教育をいふ。初等普通教育機關として、尋常小學校と高等小學校があり、高等普通教育機關として、中學校・高等女學校及び高等學校がある。

(二) **専門教育** は更に狹義の専門教育及び大學教育に分れる。狹義の専門教育とは、特殊の學術技能を授け及び人格の陶冶を行ふもので、政治・法律・經濟・文學・宗教・音樂・美術・醫學・家政等の諸學科に分けられる。師範學校・高等師範學校は教員養成の爲の専門教育というても宜い。又軍人養成のための陸海軍諸學校も等しく狹義の専門教育に屬する特殊の學校と見なされる。大學は高等普通教育を完成したものに、學術の理論及び應用を教授し、並に其の蘊奥を攻究する所であつて、これに綜合大學と單科大學との區別がある。

(三) **實業教育** とは特殊の職業に必要な知能を教授するもので、作業的方面の重視せられる教育である。工業學校・商業學校・農業學校・商船學校・水産學校・實業補習學校

などがそれである。更に高等の職業的教育を施す爲に各種實業専門學校がある。
(四)特殊教育とはその内容から見れば普通教育乃至専門教育に屬するが、特に身體的缺陷の著しい者のみを收容して特殊の教育を施すものをいふ。盲學校聾啞學校其の他特に虛弱兒童を集めて教育する所などは即ちこれに屬する。

以上の諸學校には、國家または公共團體の設立に係る官公立學校と、民間の設立に係る私立學校との別があるが、何れの場合を問はず、國家は學校教育の重要性を認め、その設立經營乃至管理等について監督指導の權を行ひ、その效果の上進を期してゐる。

義務教育の重要性

義務教育 國家の基礎を鞏固にするためには、國民精神の統一を圖ることが大切であり、國運の進展を期するためには、國民全體の教養を向上せしめることが肝要である。それには國家が少くとも學校教育の一部を義務として一般國民に課し、それによつて國民思想を統一し、知能の向上を圖ることが最も有效な方法である。現に歐米の文明諸國は、何れも義務教育の制度を設けて國民

義務教育の要旨
及びその施行

教育の基礎を確立するに努めてゐる。我が國に於ては、滿六歳より滿十四歳に至るまでを學齡と定め、その間に尋常小學校の教育六ヶ年を完了せしめることを、學齡兒童の保護者たる父兄に義務として課してゐる。

義務教育の要旨は、兒童身體の發達に留意して、道德教育及び國民教育の基礎並にその生活に必要な普通の知識技能を授くるにある。然して義務教育を執行する機關たる尋常小學校の設置及びその維持は、市町村の義務と定められてゐるが、元來國家的事務であるから、國庫も亦その經費の一部を負擔してゐる。

現行の義務教育期間は、明治四十年に四ヶ年から六ヶ年に延長せられたのであるが、最近の國民生活及び文化の大勢に順應せしめるためには、これを八ヶ年に延長しなければならぬとの意見も漸次高調せられてゐる。故に國民たる者は、義務教育の終了を以

つて能事終れりとすることなく、各自の個性に適し、且家庭の事情が許す場合に於ては、高等小學校や實業補習學校更に進んでは各種中等及び専門程度の學校教育までも受けるやうに心掛けねばならぬ。

社會教育

社會教育 人は家庭や學校で教育を受けると共に、また一般の社會からも直接間接に種々の影響を受ける。これ等の影響の中には、有益なものもあり有害なものもあるが、その有益なものについていへば、個人に對して自然に教化の役目を果してゐるのであつて、これを廣義の社會教育といふことが出来る。

廣義の社會教育は種々な方法と形式とによつて行はれる。展覽會・講習會・講演會・活動寫眞・ラヂオ等の諸施設や、新聞雜誌諸刊行物などがそれである。この中新聞雜誌等の日常刊行物は、社會の趨勢や顯著な事件に關する敏速詳細な報道を提供し、同時に國民

新聞・雜誌の教育的意義

狹義の社會教育

や公衆の輿論を反映して、社會の本鐸となるべき貴重な使命を擔うてゐる。我々が坐して世界の大勢に通じ、先覺達識の説を聴くことの出来るのも、これ等日常刊行物等の恩恵に外ならない。然し世上幾多の大小新聞及び各種の雜誌が、必ずしも皆その本來の使命を忠實に果しつゝある譯ではなく、中には専ら世人の好奇心を挑發して、營利の目的を達せんとする劣惡なものも尠くはない。故に我々は常に批判的な態度を以て、新聞雜誌の内容を吟味し、浮華輕佻な記事や報道に誤まられないやうに心掛けねばならぬ。

かやうに廣義の社會教育は、社會生活の間に自由に且自然に行はれるものであるが、近年はそれ等の多種多様な社會的環境を整理按排して、有效適切な教化作用を行はうとする要求が高まつて來た。その結果最近に至つて一般公衆に對する組織的計畫的な教育が實施されるやうになつた。これを狹義の社會教育といふ。

この種の社會教育は、國家や公共團體や特志家によつて行はれ、或は圖書館・博物館・職業指導所・勞働者教育所などの常設的施設となり、或は青年訓練所・少年團・青年團・處女會・婦人會・在郷軍人會等の團體的教化となつて効果を擧げてゐる。成人教育・政治教育なども、この種の社會教育の重要な部門に外ならない。

第六課 神 社

神社
神社と國民生活

神社 我が國民の精神生活を彩るもの、うち、神社に對する崇敬の念ほど奥床しいものはなからう。全國の市町村にはそれぞれ幾つかの神社があつて、地方民の信仰をあつめ、あたかも郷土の中心たるかの地位を占めてゐる。吉凶禍福のあることに、神社は人々の力強い支柱となり、その祭禮は郷土の最も華やかで楽しい

年中行事の一となつて居り、また地方特殊の民風を發揮するの機會ともなつてゐる。

神社に祀られてゐる神靈の本體即ち祭神は神社によつて異り、全國に互つて相當夥しい數に上るが、大體これを次の二つに別けることが出来る。第一は皇室を中心とする皇祖・皇宗の尊靈と、國家に勲功あり、國民の儀表とすべき忠良賢哲の英靈を祀るもので、いはば國家的意義の最も篤い祭神である。第二は國民の先祖や一家または一地方に緣故の深い神を奉祀するもので、いはば民衆的な色彩の濃い祭神である。由來我が國民は祖先崇拜の念に富み、既に建國の當初から各氏族に於て、それぞれその祖先を守護神として奉祀した。これを氏神といふ。國民が皇祖・皇宗の尊靈を奉祀するのも、國民の大宗家を大氏神として尊崇する觀念の現はれてある。然し時には、各氏族の居住する土地の神を祀る場合も

祭 神

あつて、これを産土神ウチノガミといった。今日では氏族制度の崩壊と人口の移動に伴ひ、氏神と呼ばれるものゝ大部分は産土神に外ならないのであるが、なほ自家に縁故の深い神または人を奉祀したものもある。

何れにしても、神社は我が國民固有の民族精神に根ざして生れ、數千年の長い傳統を経て、今日に傳はつたものである。

神社の社格 神社はその祭神由緒沿革の異なるに應じて國家から種々の地位と待遇とを與へられる。これを社格シャカクといふ。官幣社（大社）別格官幣社（大社）國幣社（大社）府縣社（中社）郷社（小社）村社（小社）など、即ちこれである。このうち別格官幣社は明治天皇の宸慮に基づき、國家に勳功の厚い忠臣を祀つたもので、談山神社（藤原鎌足）護王神社（和氣清）湊川神社（楠本正成）靖國神社などがこれである。

なほ伊勢神宮と宮中三殿とは社格を超えた特別の御取扱となつてゐる。神宮は皇祖天照大神を奉祀し、神鏡を御神體とする内宮と、豊受大神トヨウケノカミを奉祀する外宮とを併せ稱する。全國民の大氏神

社格

皇太神宮と宮中三殿

たる地位にあつて、皇室は勿論一般國民の崇敬の中心であることはいふまでもない。宮中三殿には天照大神を祀つた賢所、天神地



宮中三殿

祇を祀つた神、殿御歷代の天皇皇族の御靈を祀つた皇靈殿がある。皇室及び國家の重大事に際しては、常に神宮及び宮中正殿に奉告遊ばされることになつてゐる。

神社の職員 神宮は内務省に於て之を管理し、神宮司廳を置き祭祀警衛等の事を掌らしめてゐる。神官として祭主大宮司少宮司禰宜主典等を置く。官幣社以下は内務省及び地方廳に於て管理し、その職員には官國幣社に宮司禰宜主典、府縣社郷社村社には社司、社掌等があり、官吏若くはこれに準ずる待遇を受けてゐる。

敬神崇祖
神社崇拝の三大
意義

敬神崇祖 我が國民が神社を崇拜することのうちには、三つの大いなる意味が含まれてゐる。即ち皇祖天照大神を始め御歴代の神靈に對し奉つては、その萬民撫恤の鴻恩を報謝し、皇室に忠誠を盡さんことを誓ひ奉るのであり、國家皇室に勳功のあつた偉人傑士の靈に對してはその功績を敬慕すると共に、將來その遺烈を承けて君國に奉仕せんことを冀ふのであり、また我が家の祖先の靈に對しては、追慕の情を叙ぶると共に、その志を繼承して社會公共のために盡瘁せんことを期するのである。然もこれらはそれぞれに別個のものではなく、畢竟我等が崇祖報本の情の發露であつて、國と家との本源に對する敬愛の至誠に外ならない。言ひ換へれば敬神と崇祖とはおのづから密接不離の關係に立ち、それがやがては忠孝兩全の道に歸一するのである。

敬神崇祖の一貫
的意義

第七課 宗 教

宗 教

宗教の意義

宗教 人が宇宙の大に比較して渺たる自己を顧み、また規則正しい天體の運行や調和の妙に富んだ自然の姿を眺める時、そこに何となく或偉大な神秘的な力の藏されてゐることを感じる。また人がはかない人間の運命や、我欲に囚はれた自分の内生活を反省する時、何等か不變不動の眞理を發見して、それに自分の全靈を委ね、安住の境地を求めようとする。かやうに人が自然の中に見出す超越的威力と、意識の内部に求める普遍的眞理とは、やがて絶對無限の靈的存在として、人の畏敬と崇拜の對象となり、兩者の間に崇高な精神的關係が成立つやうになる。此の關係を宗教といひ、かゝる靈力を神とか佛とか呼ぶのである。

宗教の進化

宗教の進化 かやうに宗教の動機即ち信仰心には外に向つて働くものと内に向つて働くものがある。これを宗教發達の歴史の上から考へて見ると、太古の民族や今日の未開人の間には萬有自然の内に潜む威力や神秘に對して宗教心を生じ謂はゆる天體崇拜動植物崇拜のやうな素朴な信仰が行はれる。これらの信仰は概して神と人間とを對立するものと見神を畏れ神を宥めることによつて、その祟りを免がれようとする外面的な性質を持ち、隨つて神は人間の道德的行爲とは没交渉である。これを一般に原始宗教といふ。然し人智が進むに従つて、内省と自覺の働きが高尙になり、思想と行爲との深い統一を求めるやうになると、從來の信仰では満足せぬやうになり、神や佛を人の意識に宿るものと考へ、これに歸依し、信賴して新生面を開かうとする。この要求は、釋迦や基督のやうな偉大な先哲の大悟成道によつて實現され、原始宗教に比較すると、著しく内面的、道德的な性質を有つた宗教となつて現はれる。これを倫理宗教又は理性宗教といふ。

宗教と人生

元來宗教は、人が自らの弱さ、はかなさを自覺する謙虛な氣持と、自らの醜さ、淺ましさを反省する清淨な氣持とから、或絕對無限の靈力に歸依して、安心立命を得ようとする心の働きに出發してゐる。

神道

いはば人は宗教によつて、一たび總べての人間的なもの、價値を否定し、更により高い世界に自らの新生命を發見しようとするのである。それは決して單に人間の弱さ、醜さを示すものではなく、寧ろ崇高な靈性の現はれてあつて、やむにやまれない人間の全部的な要求である。そこで人がまことの信仰に目覺め、正しい神の姿を見出すためには、先づ自己のうちに潜んでゐる靈性を深く掘り下げることが大切である。西洋の或有名な神學者が、人に降る道は神に登る道である、といつたのもこの意味に外ならない。さて現在我が國に行はれてゐる主なる宗教には、神道佛教基督教の三つがある。次にその梗概を述べよう。

(一)神道 神道は我が國固有の惟神の道に基く教で、神明を敬ひ神意に従ひ、以て天理を明かにし、皇道を顯はすを本義とする。皇室の繁榮と國家の安泰とを念じ、誠實を旨として忠孝兩道を重んじ、清淨潔白を尊んで罪穢を忌むことなどは、その著しい特色であつて、何れも我が國固有の國民的信仰と道德的信念とに立脚してゐる。

佛 教

神道には儒學や佛教の影響を受けない古神道と、これ等外來思想の影響によつて生じた俗神道とがある。現今神道に屬する諸派は大體江戸時代の末頃から起つたもので、神道大社教、扶桑教、實行教、大成教、神習教、黒住教、神道修成派、御嶽教、神理教、親教、金光教、天理教の十三派がある。

二、佛・教 佛教は印度の釋迦牟尼の説いた教である。その教理は極めて幽玄で、一言を以て盡し難いが、要するに現世の諸物は皆無常で、人生は苦惱煩悶罪惡に充ちた迷ひの世に過ぎない。然し一切の衆生は悉く佛性を具へてゐるから、よく因果應報の理を辨へて慈悲を施し善根を積むことによつて迷を去り惱を絶つて常樂の世界に入ることが出来ると説くのである。

佛教は釋迦の死後、小乗教と大乘教とに分れ、前者は主としてアジヤの南方に、後者は中央アジヤを経て支那日本に傳はつた。小乗教の特色はその教義を釋迦自らの説法に置き、戒律と修行とによつて個人的の解脱を求めんとすることにあるが、大乘教は釋迦自身の説法と戒律とに後人の解釋と工夫とを加へ、深い理論的根據に立つて廣く人類を救済せんとするのである。

我が國の大乘教はまた我が國民によつて著しく日本化された。我が佛教現在の宗派は法相宗、華嚴宗、天台宗、眞言宗、融通念、佛宗、淨土宗、臨濟宗、曹洞宗、眞宗、日蓮宗、時宗、黃

基 督 教

樂宗の十二宗五十六派に分れてゐる。

三、基・督・教 基督教は耶蘇基督の説いた教である。その教旨は神は唯一萬能で全人類の父であり、慈愛を以て萬民を救済せんとする最善最高の意志である。故に世界人類は皆その同胞として平等博愛を旨とし、神を信じ、神を敬愛することによつてその天國に救済せられるといふにある。

この教は羅馬加特力教、希臘正教及び新教の三大教派に分れ、廣く歐米諸國に弘通してゐる。現在我が國の基督教は天主教、公教、ハリストス正教、日本基督教會、日本聖公會、日本メソヂスト教會、福音教會、救世軍など二十三小派に分れてゐる。

信教の自由
信教自由の本義

信教の自由 宗教は人と絶對者との純内面的精神的な關係である。この關係のうちに神と人との嚴肅な交感が行はれる。これは人生の最も崇高な事實である。随つて信仰の内容は絶對に自由でなければならぬ。宗教を信ずるか否か、又如何なる宗教を信ずるかの問題は、他人は無論のこと、國家と雖も制限を加ふべき性質のものではない。我が帝國憲法第二十八條が、國民に對し

思想と行爲との
峻別

て信仰の自由を保障してゐるのもこの精神に外ならない。
信教は前述の理由によつて自由であるが、信仰の内容が人の行爲の上に具體化される範圍内に於ては、國家はその安寧と秩序を維持する必要上、これに對して制限を加へねばならぬ。元來宗教の意義は、その本質上平等的普遍的なものであつて、その結果往々階級の差別や國家の限界を無視するに至る恐があるからである。我が憲法第二十八條に「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と明記してあるのも、要するにこの理由に基づくのである。國民たるものは深くこの條理を辨へ、國體國情を無視して人心を誤るやうな邪宗邪教に惑はされず、常に醇正な宗教を信仰して自らの安心立命を求めると共に、世道人心の安定に協力することが大切である。

第八課 公安

警察と公衆
社會生活と公安

警察と公衆 社會の秩序と安寧を維持することが、社會の存立と發達に最も重要な條件であることは言ふ迄もない。然し社會は地震・洪水・暴風などの自然的原因や、或は各種の事故・犯罪・不法行為などの人爲的原因によつて、その秩序と安寧とを害される虞れがある。この内初めの自然的原因は、人力を以てこれを未然に防ぐことは出来ないが、それによつて生ずる災害を少くすることは可能でもあり、必要でもある。例へば震災の場合を顧慮して大都市の中心地區に木造建築物を禁じ、その高さに一定の制限を設けるやうなのはこれである。後の人爲的原因による場合は、災害の擴大を防ぐことも固より大切であるが、事件の發生そのものを未

警察の意義

然に防止することが遙かに肝要である。例へば交通事故を豫防するため交通機關に速度の制限を設け、強盜・傷害などの犯罪を防止するため銃砲・火藥の取締を嚴にするなどはこれである。何れにしても國家は社會の秩序を維持し、公共の安寧を保持するために必要な各種の作用を營んでゐる。この作用を警察と名づける。

警察の作用はその事務の性質に基づいて、司法警察と行政警察とに分れる。(一)司法警察とは犯罪及び犯罪人の捜査・逮捕など、専ら司法權の發動を補助するための作用をいひ、(二)行政警察とは人民の危害を豫防し、安寧を保全するための作用であつて、司法警察に關するものを除き、一切の警察事務を包含するものをいふ。

警察事務に關する官廳として、中央に行政警察については内務大臣、司法警察については司法大臣がある。之は最高の官廳であつて、警察行政の大體を監督する。地方には警視總監(東京府下)、北海道

司法警察と行政警察

警察官廳

警察と公衆

廳長官及び府縣知事があつて、行政・司法兩警察の事務を統べ、其の下に警察部長(警視廳には警務部長・刑事部長・消防部長あり、警視警部警部補及び巡查部長・保安部長・衛生部長がある)がある。又消防警察の爲に、大都會の地には特に消防署の設けがあつて、消防司令・消防士などの職員が備へられてゐる。

警察事務の範圍は前に述べた様に廣汎であるが、要するに公共の治安を維持し、公衆の福利を保護することがその目的であつて、この目的を遂行するため、必要に應じ、臣民に對して命令・強制の權を行ひ、又はその自由を拘束することもある。然しその精神はどこまでも公衆の利益を主眼とするのであるから、國民はよく警察制度本來の意義を理解して、遵法の態度を失はず、警察事務の圓滑な進行を助長しなければならぬ。

災害防止 地震・海嘯・洪水・火災など各種の天變・地異が、人間の生命や財産の上に及ぼす災害の如何に莫大なるものであるかといふ

災害防止

各種の災害とその防止

ことは想像に難くない。災害の防止が警察事務の重要な一部を占めてゐるのも、決して偶然ではないのである。

さてこれ等各種の災害のうち、地震や海嘯は人力でこれを豫防することは出来ないが、なほ平素の工夫と用意によつて、多少ともその損害を軽減することが出来る。殊に地震については大正十二年の關東大震災によつて最も切實な教訓と體驗とを得たことであるから、その後大都市に於ては建物の高さを制限し、中央地區の建物には、耐震的の設備を施すなどの工夫が行はれてゐる。風水害についても大體事情は同じであつて、人畜の死傷、道路、橋梁の破壊、農作物の損失など、その被害は頗る莫大である。これを防止するためには、砂防工事、治水工事などの根本的な設備を完全にすることが必要であるが、何れも多數民衆の協力を要することであるから、關係地方民の公共心に俟つところ大である。また火災

災害防止と公安

は地震や風水害と違つて頻發の危險性があり、我が國に於ける一ケ年の損害額一億圓に達するのを見て、その災害の大なることが想像されよう。それは我が國に木造建築物が多いことも原因してゐるであらうが、火災は各人の注意によつて或程度まで防止することが出来るのであるから、消防署、消防組などの設備にのみ依頼することなく、國民各自が火氣の取扱等に注意することが大切であり、先決問題である。その他盜難や交通事故なども、人命や財産に危害を及ぼす虞れがあるが、これ等は警察の作用と、個人の注意宜しきを得れば或程度までその發生を豫防することが出来る。

要するにこれら各種の災害を防止するためには、單に警察官や公共的設備のみによつて、その目的を達することは困難であるから、各人が常に災害防止に十分注意して、不測の災禍を被ることの

公衆衛生

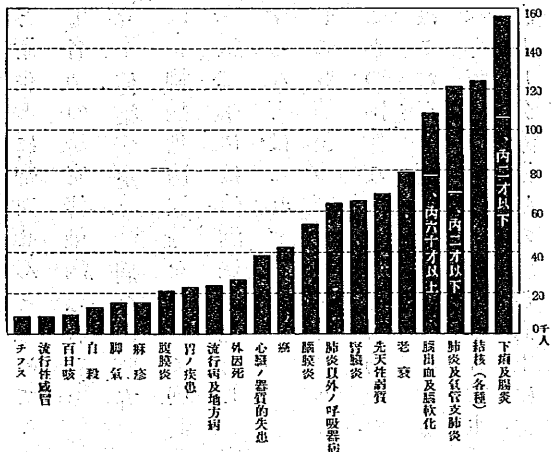
ないやうに心掛けねばならぬ。
公衆衛生 天災や盗難と相並んで、共同生活の安寧を害するものに疾病がある。そもそも健康は人間の活動の源泉であり、生活の基礎であるから、個人としても國民としても、常にその健康を保持して行き度いものである。そのためには人は平素疾病に罹らぬやうに用心し、一旦病魔に犯された上は、直ちに適当な治療を施して、速かに健康を恢復することに勉めねばならない。これを衛生といふ。

個人衛生と公衆衛生

衛生には一身一家のためになされる個人衛生と、一般公衆のためになされる公衆衛生とある。個人衛生の重んずべきことは固より言ふまでもないことで、個々人の衛生が完全に行はれてこそ、社會全般の健康も増進されるのであるから、公衆衛生の發達は個人衛生の進歩に俟つことが多いのである。然し個人衛生が如何

公衆衛生の重要性

（昭和四年） 本邦死者重要原因別



は公衆衛生の特に重んぜられねばならない理由がある。

に進歩しても、公衆衛生が直ちに發達するといふことにならない
日 場合がある。例へば如
本 何に自己の住居や邸宅
國 勢 清潔にしても汚物や
に 塵芥を河川や路傍に投
依 げ棄てるならば、社會公
衆は夥しい損害を蒙る
ことにならう。近年個
人衛生の方面は相當に
進歩したが、公衆衛生の
方面にはなほ遺憾な點
が尠くはない。こゝに

公衆衛生のため
の施設

近時國家や公共團體は各種の制度を定め施設をなして、公衆の保健と衛生とに寄與せんと努めてゐる。例へば傳染病豫防法を設けて各種の法定傳染病患者（コレラ、赤痢、疫病を含む腸チフス、パラチフス、行性腦脊髄膜炎）を傳染病院、隔離病舎に收容し、その他種痘法、結核豫防法、癩豫防法、花柳病豫防法等を設けて、強制豫防、強制治療の方法を講じ、或は春秋二季には清潔法を施行し、一定の都市には下水道の敷設を命ずるなどはこれである。

公衆衛生と公衆

然しこれ等公の制度や施設のみによつて、公衆衛生の實績を擧げることの困難なことは災害防止の場合と同様である。固より各人はこれらの制度や施設の命ずるところに従つて、違背なきを期すべきではあるがまた、その日常生活に於て、常に國家社會の福利を念とし、公衆衛生の進歩向上に寄與するの精神がなければならぬ。現在我が國民の體力や壽命は、歐米人や他の東洋人に比し

て著しく劣位にあり、その勞働の能率も他國民の三分の二に過ぎないと稱せられてゐる。また我が國は寄生蟲國で、人口の約八割が寄生蟲保有者であると謂はれ、肺結核、癩病、花柳病患者の數も莫大に上つてゐる。これらの事實は、世界一等國としての體面の上から考へても、今後我が國民が公衆衛生の進歩と向上とに猛進すべき必要のあることを切實に教へてゐるのである。

第九課 地方自治

地方自治の沿革
自治の意義

地方自治の沿革 廣く自治といふのは、被治（他人によつて治）に對して自ら治めるといふことで、種々の場合に用ひられる廣い意味の言葉であるが、今日主として用ひられるのは、地方行政に關する場合であつて、これが吾々の公共生活の上に最も重大な意味を持

つてゐる。即ち地方自治とは、地方民が自ら自己の利害に關係ある公共事務を處理し、又は少くともこれに參與することを言ふのであつて、これを公共團體の自治といふも、同じ意味である。公共團體といふのは、府縣市町村のやうな地方團體と、水利組合・商工會・議所等のやうな公共組合とを含んでゐるが、これ等の團體が國家の監督の下に、自らその團體内の行政事務を行ふことを地方自治といふのである。

地方自治の發達

我が國の地方自治は室町時代の末頃に始まり、江戸時代に入つて著しい發達を遂げ、町年寄・名主・庄屋などが地方民の總代として町村の行政に與つてゐた。然るに明治維新の後、地方自治制度の大改革が企てられ、西洋諸國の制度を參照して、數度の改善を経た結果、明治二十一年に市制・町村制、同二十三年に府縣制・郡制が公布され、こゝに地方自治制度の完備を見ることゝなつた。その後大

自治の效用

正十二年に至つて郡制は廢止され、その結果地方團體は府縣市町村の二級制度となり、以て今日に至つてゐる。

自治の效用 自治制度を布くに至つた理由、言ひ換へれば自治の效用の主なるものは次の二點に歸着する。

(一) 適切にして經濟的な行政を行ひ得ること。自治行政は一定地域内(府縣市)または一定範圍内(水利組合等)の公共事務を、それに利害關係ある人々の意思機關及び執行機關によつて處理するものであるから、各地方特殊の事情に適當した行政を行ひ得ると共に、經費を節約して人民の負擔を軽減することが出来る。

(二) 公共心を涵養し政治上の知能を會得せしめること。自治の制度は人民をして直接間接公共事務に參與せしめるものであるから、公共心の發達を促すと共に兼ねて公務に習熟し、立憲政治に參與するの能力を養成することが出来る。

地方自治の精神

地方自治の精神 專制政治の行はれた時代には、個人に自由なく、社會に自治なく、人民は單に支配の目的物として存在するに過ぎなかつた。然るに立憲政治の布かれると共に、人民は共同團體(國家及び各種の公共團體を含む)の意思の構成に參與する資格、即ち參政權と公民權

とを附與せられることゝなつた。地方自治制度の確立もその一つである。今市制・町村制發布の理由書により、地方自治制度の本旨を考察すれば、(一)地方團體をして公共公益の事業を處理せしめること、(二)名譽職をして公務を擔任せしめることが、その根本要義となつてゐる。然もその一節に「將來立憲ノ制ニ於テ國家百世ノ基礎ヲ立ツルノ根源ナリ」とあるのは、市町村の自治を以て立憲政治の根柢とされたことが明かである。故に地方民が公共團體の名譽職を選挙するやうな場合、また名譽職が公共團體の事務を處理するやうな場合は、常に公明正大の態度を持してこれに當り、自治の本旨を發揚するに努めねばならぬ。

我が郷土

我が郷土 我が郷土は祖先墳墓の地である。鎮守の森に産土神を奉祀する地である。また竹馬の友、舊師老父母などのいます地である。山川草木一として懷舊の情をそゝらざるはない。郷

土を思慕し、愛着の念を禁ずるを得ないのは、蓋し人間自然の情であらう。

然し我々は單に郷土を感情の世界のみから眺めることに止まつてはならない。更に郷土をより善きもの、より美しきものに改善し、郷土人相互の福利を増進することに留意せねばならぬ。そのためには常に我が郷土の過去を知り、現在を觀、その將來を想ふの態度がなければならぬ。即ち郷土の歴史的背景や地理的事情を研究し、その經濟的・政治的及び社會的状態の眞相を探究することが必要である。我々はかゝる自覺の上に立つて地方自治の制度を眺め、隣保郷黨相扶けて、制度の實效を擧げること努力したいものである。

愛郷心と愛國心

郷土とは通常我々の生地または成長の地をいひ、大體に於て都市や町村がその範圍と認められる。然し郷土の意味には固定せ

る限界は無い。他に對する關係によつて、或は廣く、或は狭く解せられる場合がある。例へば他の府縣や外國に對する場合には、我が府縣や我が國を指して郷土といふ如き類である。

こゝに於て愛郷の念はおのづから愛國の情に通じる。即ち愛國心は廣義の郷土たる祖國に對する愛情であつて、他の民族に對する我が民族の團結心に基づくものである。一般に、愛國心は愛郷心の擴充であると言はれるのもこの意味に外ならない。言ひ換へれば我々は、一面に於ては郷土の民であり、他面に於ては國家の一員である。其の間に何等の矛盾も撞着も存しない。随つて愛國と愛郷とは、同じ盾の兩面のやうなものであつて、郷土を愛する情は、そのまゝ國家を愛する念となるのである。

第十課 市 町 村

市町村の自治

市町村の自治法
規

市町村の自治 市町村はそれぞれ市制・町村制によつて存立する地方自治體であり、等しく土地及びその住民を成立の要素とする下級の地方團體である。

市町村は國家の監督の下に、自己の意思を以て事務を處理する權利を有すると共に、國法に抵觸せざる範圍内に於て、その市町村の利益幸福の爲に、市町村條例・規則などの法規を定めるの權を有してゐる。市町村條例は市町村住民の權利義務、または市町村の事務に關して設けるものであり、市町村規則は市町村の營造物に關し、條例を以て規定すべき以外の事項に關して設けるものをいふ。

地方自治體の意義 一般に府縣市町村を地方團體または地方自治體と呼ぶ。地方自治體とは一定の土地とその住民とを成立の要素とし、その地域内に於ける公共の事務を行ふことを目的とし、且國家の立法權によつて無制限の拘束を受ける公法人（公共の性質を有する團體が法律上の權利義務を）をいふ。

(一) 地方自治體の區域は本來國家領土の一部であるから當然國家の權力の下に存立すべきものであつて、國家より認められた範圍内に於てのみ自己の意思を決定し、又これに基づいて活動する能力を具へてゐる。

(二) その區域内の住民は地方自治體の團體員たることを強制せられるもので公共組合の組合員のやうに特別の加入行爲を必要としない。

(三) 地方自治體は自己の名に於て自己の權利として公共事務を行ふ點に於て官廳と異つてゐる。官廳は國家の名に於て國家の權利として公共事務を行ふものであるから獨立の人格を有せず隨つて法人ではないが、地方自治體は自己のために存在するものであるから法人である。

公民
住民と公民

公民 總べて市町村内に住所を有する者を住民といひ、其の男女老幼、日本人、外國人、本籍者、寄留者たるを問はない。市町村住民

公民の權利義務

中市町村の公務に參與する權利義務を有する者を公民といふ。帝國臣民たる年齢二十五歳以上の男子であつて、二年以上その市町村に居住する者はその資格がある。（禁治產者、準禁治產者、破產者にし

私の救助又は扶助を受ける者一定の住居を有しない者一定の刑に處せられた者等は公民たる資格を認められない）

市町村の住民は、市町村の財産及び營造物を共用する權利を有すると同時に、市町村の經費を分擔する義務を負ふが、公民は更に市町村の選舉に參與し、市町村の名譽職に選舉せられる權利を有し、また名譽職を擔任する義務を負ふ。

市町村の名譽職に選ばれた者が、法定の理由なくしてこれを辭退し、若くはその職務を實際に執行しないやうな場合には、市町村會の決議によつて、一年以上四年以下その市町村の公民權を停止せられることがある。

名譽職の意義 名譽職とは俸給を受けることなく公務に任ずるの地位をいふの

公民権の尊重

である。ただその職務に對し相當の報酬を贈られることはあるがそれは俸給と異つて生活の費用を給する意味ではない。名譽職は、(一)自己の便宜の爲にその就任を辭することを得ないが、(二)他に本業を有して就任しても差支のないこと及び(三)その任期は一定の年限のあることなどを本則とする。

自治制度の根柢は公民権(公民たる資格)にある。故に自治制度の振興を圖るためには公民権を尊重することが大切であり、その基礎は公民各自がその權利義務を尊重することに存する。即ち市町村會議員の選舉に當つて、明公正大にその選舉權を行使するとか、名譽職に選らばれた者が、誠心誠意市町村のために盡すとかいふことが、公民権を尊重する所以であり、自治體の發達を促す原因である。

議員の選舉
選舉權と被選舉權

議員の選舉 市町村會を組織する人々を市町村會議員といふ。市町村の公民は同じ市町村の公民中から市町村會議員を選舉す

選舉人名簿

投票と決定

る權利を有する。これを選舉權といふ。但し公民權停止中の者、陸海軍軍人で現役中の者及び戰時若くは事變のため召集中の者、志願により國民軍に編入せられた者、選舉犯罪に由り選舉權を喪失した者などは選舉權を有しない。

選舉權を有する者はまた原則として被選舉權を有するが、在職中の判事、検事、警察官吏及び收税官吏は被選舉權がなく、また選舉事務に關係ある官吏及び市町村の有給吏員はその關係區域内に於て被選舉權を有しない。

選舉權の有無を公證するためには選舉人名簿の制度がある。即ち市町村長は毎年九月十五日の現在に依り、選舉人名簿を調製して一定の期間關係者の縦覧に供し、異議ある者に對してはその申立を受け、これを市町村會の決定に付する。

選舉を行ふ時は市町村長は選舉の期日を示し、且選舉長として

選舉會を開閉しその取締を行ふ。また選舉立會人及び投票立會人は投票の拒否を決定し、選舉立會人はなほ投票の效力を決定する。その結果有効投票の最多數を得た者を以て當選者と定める。得票數の等しい場合は年長者を取り、年齢も亦相等しい場合は選舉長が抽籤してこれを決定する。選舉人にして、選舉又は當選の效力に關し異議ある者は市町村長に申立つべく、其の決定に不服ある者は府縣參事會に訴願し、その裁決に對しては更に行政訴訟を提起することが出来る。

選舉の公正

選舉が自由且公正に行はれることは自治制度發達の根本である。然るに從來は、往々戸別訪問や投票買収のやうな卑劣な手段が行はれて、地方行政の健全な進歩を害するやうなことも稀ではなかつた。最近普通選舉の制度が實施され、同時に選舉運動の取締も嚴重になつて、選舉界の肅正に努めてゐるが、なほその效果は

市町村會

充分とはいへない。要は國民各自が、自治制度の本旨を自覺して、正しい判斷と法の命ずる所に違ひ、選舉の公正を保つことを心掛ねばならぬ。

市町村會 市町村會は市町村公民の選舉した名譽職議員を以て組織する合議體であつて、市町村の意思を決定する議決機關である。議員の任期は四年、その定數は市町村人口の多寡に應じ、町村にあつては十二人乃至三十人、市にあつては三十人乃至四十八人を原則としてゐる。

市町村會の權限

市・町・村・會の權限 市町村會の行ふ事項は、大要次ぎの如くに定められてゐる。これを市町村會の權限といふ。

(一) 議決を爲すの權 市町村會は市町村に關する事項及び法律勅令に依りその權限に屬せしめられた事項につき議決する。今市町村會の議決すべき事項の主要なものゝを擧げると、市町村條例及び規則の制定、改廢、歳入出豫算の議定及び決算の認定、租稅手數料の賦課徵收などである。

市参事會

(一) 市町村行政を監査するの權 市町村會は市町村の事務に關する書類及び計算書を檢閲し市町村長の報告を請求して事務の管理議決の執行及び出納を檢査する。

(二) 選舉を爲すの權 市町村會は法律勅令に依つてその權限に屬する選舉を行ふ。例へば市町村長助役收入役等の主なる市町村吏員及び市會議長副議長市参事會員都市計畫委員の選舉などはそれである。

(三) 爭議の決定を爲すの權 選舉當選若くは投票の效力など法律に指定する事項に付き異議の申立ある時は市町村會は第一次にこれを決定する權限がある。

(四) 意見書の提出及び諮問に對する答申の權利義務 市町村會は市町村の公益に關する事項につき市町村長及び監督官廳に意見書を提出するの權を有し、また行政廳の諮問に對して答申すべき義務を負ふ。

市町村會は會議の必要ある毎に市町村長これを招集する。また議員定數三分の一以上の議員より會議に付すべき事項を示して市町村會の招集を請求した場合は市町村長はこれを招集する義務がある。

市参事會 市参事會の組織と權限は左の如くである。

- (一) 市参事會の組織 市参事會は市長助役及び市會に於て議員中から隔年に選出された名譽職参事會員を以て組織する。
- (二) 市参事會の權限 市参事會は市會の法定または委任に基く代理機關として左の權限を行ふ。
 - ① 市會の權限に屬する事項を市會の委任に依つて議決すること。
 - ② 市會が成立しない時會議を開くことの出来ない時または市長に於て市會を招集する暇なしと認めた時市會に代つて議決すること。

五市役所町村役場 市町村の事務を執行する爲に市町村長があり、これを補助する者に助役收入役等がある。これを市町村の執行機關又は理事機關といひ、市役所町村役場に於てその事務を取扱ふ。

市町村長は市町村會に於て選舉せられ、その任期は四年である。市長は通常有給、町村長は名譽職であるが、或は市條例を以て名譽職市長を置き、町村條例を以て有給町村長を置くことも出来る。

市役所・町村役場

市町村長

市町村長は市町村の執行機關として市町村を代表し、市町村全般の行政に關し執行の責に任ずると共に、國府縣その他の公共團體より委任された事務をも執行する。

市町村長の権限 市町村長が執行機關として有する主なる権限を挙げると次の通りである。

- (一) 市町村會及び市參事會の議決を経べき事項について、その議案を發し及びその議決を執行すること。
- (二) 市町村會及び市參事會の議決又は選舉がその権限を越え、または法令若くは會議規則に背くと認めた時は、市町村長は自己の意見または監督官廳の指揮により理由を示してこれを再議に附し、または再選舉を行はしめること。
- (三) 右の外收入支出の命令會計の監督及び市町村稅手数料その他公課の賦課徴收並に市町村吏員の監督をなすこと。

助役は市町村長の推薦により市町村會がこれを定める。一人を原則とするが、市町村條例を以てその定數を増加することが出来る。市助役は有給で町村助役は名譽職であるが、町村條例を以

助 役

市町村長の権限

てこれを有給とすることが出来る。その任期は何れも四年である。助役は市町村長の事務を補助し、市町村長に故障ある時はこれを代理する。

收入役も市町村長の推薦により市町村會がこれを定め、一人を原則とするが、市及び特別の事情ある町村に於ては市町村條例を以て副收入役を置くことが出来る。何れも有給吏員であつてその任期も亦四年である。收入役は市町村の出納機關であり、市町村に屬する現金を受領し、又は支出することを掌る。副收入役は收入役の事務を補助し、收入役に故障ある時はこれを代理する。

市町村の事務は其の種類に依り通例、庶務會計、戶籍、兵事、學務、衛生、土木、勸業、稅務等に區別して取扱はれる。これを更に其の性質に依り固有事務と委任事務とに別けることも出来る。固有事務とは市町村自體の存立に必要な事務であつて、委任事務とは國家

收 入 役

市町村の事務

又は府縣等から特に委任せられた事務をいふ。例へば土木勸業、衛生等に關する事務の如く、市町村自體の公共利益に關する事務は前者に屬し、國稅の徵收、徵兵事務、學齡兒童の就學、府縣稅の徵收など、主として國家又は府縣の利益のために行ふ事務は後者に屬する。

市町村の事業

市町村はまた市町村の公共利益のために各種の事業を營む。

例へば水道の敷設、下水道の築造(特別の都府に限る)、公園、火葬場、墓地、市場などの設置がそれである。なほ市町村は營利の事業を併せ行ふを妨げない。例へば市町村が電氣鐵道を経営するが如きはこれである。然し、高額の賃錢を徵收し、營利を主たる目的とすることは、假令その收入を以て市町村の費用を支辨し、住民の負擔を輕減することであつても適當な事ではない。故に市町村が商行爲を行ふについては、公共の利益を計ることをその第一の目的となすべ

市町村の財政

きである。

市町村の財政

市町村の收入は、その財産から生ずる收入(大要参照)

・使用料・手数料等を主とすべきことになつて居り、國家又は府縣よりの交付金及び補助金も、その一部を占めてゐる。然しこれらの收入を以てなほ不足するのが通常であるから、法律に依つて市町村稅を課することを認められてゐる。その他一時に多額の經費を要する場合、例へば舊債の償還、上下水道の敷設、學校の改築または天災地變による臨時の支出の如く、市町村永久の利益となるべき場合に限り、法定の手續によつて市町村債を起すことが出来る。これらの總べてを市町村の收入と見ることが出来る。

市町村稅

市町村稅は附加稅と特別稅の二種に分れ、附加稅を原則とし特別稅を例外とする。

附加稅とは直接國稅及び府縣稅に附加して課する稅で、地租、營

業收益税所得税等の如き國税に對する附加税、及び特別地稅、家屋稅營業稅、雜種稅等の如き府縣稅に對する附加税はこれに屬する。

特別税とは國税または府縣稅と獨立して、市町村に限り別に税目を起して賦課する税で、戸數割がその主なものである。

元來市町村の支出は市町村の固有事務を處理するためになされるのを原則とする。例へば衛生、土木勸業等に必要な費用はこれである。然し國家または府縣等の委任事務についても、その費用を市町村に負擔せしめられる場合がある。例へば尋常小學校の設立及び維持に關する費用の如きはこれである。その他市町村の公益に必要な場合には、市町村の費用を以て公私の團體や機關に對して寄附または補助をすることもある。

市町村の財政は豫算と決算とに基づいて行はれる。豫算とは

市町村の支出

豫算と決算

四月一日より翌年三月三十一日に至る一會計年度内の收支の見積り計算で、會計上の基準となるべきものである。市町村長は毎會計年度に歳入出豫算を調製し、遅くとも年度開始の一月前に市町村會の議決を経なければならぬ。

豫算はこれを歳入豫算及び歳出豫算に分ち、必要ある時は經常臨時の二部とし、更に各部を多數の項目に小別する。この中豫算外の支出または豫算超過の支出に充てるため豫備費を設け、また數年度に亘る繼續費、並に一般會計の外に、特別會計を設けることが出来る。

決算とは一會計年度に涉る豫算實施の成績を示すものをいふ。決算は出納閉鎖後（市町村の出納は翌年度の五月三十一日一ヶ月以内に收入役これを調製し、關係證書類と共にこれを市町村長に提出し、市町村長はこれを審査した後意見を附して次の通常豫算を議する

會議までに市町村會の認定に付する。

出納の検査を行ふ權は、執行機關及び議決機關の双方に屬してゐる。即ち市町村長は毎月例日を定めて定期に出納検査を行ひ、且會計年度に少くとも二回臨時検査を行はねばならぬ。市町村會も亦或は書面につき、或は實地につき出納検査を行ふ權限を認められてゐる。(九四頁 参照)

市町村の財産

流動財産

市町村の財産 市町村の財産は大別して流動財産と固定財産とする。流動財産とは市町村の經費を支辨するために收入するもので、土地、家屋等の賃貸料、預金又は有價證券の利息、市町村税使用料、手数料などはこれである。

固定財産

固定財産は更に收益財産と行政財産とに區別する。收益財産とはただ果實^(利息またはこれに近い性質のもの)のみを必要な經費に充て、元本はこれを蓄積して利殖するに止まるものであつて、専ら收入を得る目

營造物

的に供せられるものをいふ。賃貸に附する土地、家屋、利息を生ずる預金または有價證券の如きものである。收益財産は普通基本財産と稱せられ、市町村の財産として重要な意味を有する。行政財産とは元本そのものを公用または公共の使用に供するもので、收入を得る目的には使用せられないものをいふ。例へば市役所、町村役場の敷地及び建物、上下水道、道路、公園、學校などに於ける土地や設備等はそれである。行政財産の中、公共の利用に供する設備を營造物^(いせいぶつ)といひ、その人及び物より成るものに、學校、圖書館、病院の如きものがあり、物のみにより成るものに道路、公園などがある。市町村住民はよく營造物本來の公共的性質を辨へて、濫りにこれを毀損し破壊するやうなことがあつてはならない。

第十一課 府 縣

府縣の自治
府縣の性質

府縣の自治 府縣は北海道と共に市町村の上に立つ地方自治體であつて、同時にまた國家の官廳たる府縣知事(北海道に於ては長官といふ)が官治行政を行ふ行政區劃でもある。土地及び住民を以てその成立要素とする點は市町村と相等的い。

地方自治體としての府縣の自治權は、市町村よりその範圍は狭い。即ち府縣は自己の議決機關(府縣議會府縣參事會)を有つことに於ては市町村と異ならないが、その權限は市町村會に比して著しく制限されてゐるばかりでなく、市町村は自ら執行機關たる市町村長を選任することが出来るが、府縣の執行機關たる府縣知事は國家がこれを任命する。

府縣の議決機關としては府縣會及び府縣參事會がある。その組織と權限は次の如くである。

(一)府縣會 府縣會は府縣内の各選舉區に於て、市町村公民中から選舉せられた任期

府縣の議決機關

府縣會

四年の名譽職議員を以てこれを組織する。議員の定數は府縣の人口に應じて定められ、各選舉區に於て選舉すべき議員の數は府縣條例を以てこれを規定することとなつてゐる。

府縣會は府縣知事これを招集し、通常會と臨時會との二種がある。通常會は毎年一回これを開き、會期は三十日以内と定められ、臨時會は必要ある場合に於て特定の事項のみについてこれを開き、會期は七日以内と定められてゐる。内務大臣は府縣會の解散を命ずることが出来る。解散とは議員の任期満了前に於て、その全員の解職を命ずることである。これは其の組織を新にし、一層適當有能な議員を得んとすることを目的として行はれるのであつて、通例府縣會の決議が法規に違反し又は不當なる行動に出で、之を改めざる等特に止むを得ない場合に限ることとなつてゐる。府縣會は府縣制により左の權限を行使する。

- (1) 議決をなすの權 自治法規を制定し、歳入出豫算を議定し、決算報告を認定し、及び府縣稅を課すること。
- (2) 選舉を行ふの權 府縣會議長副議長及び府縣名譽職參事會員を選舉すること。
- (3) 意見の陳述及び答申をなすの權利と義務 府縣會は府縣の公益に關する事項につき關係行政廳に意見書を提出し、或は官廳の諮問ある時意見を答申すること。

府縣參事會

と。
(二) 府・縣・參・事・會 府縣參事會は市參事會と同じく副議決機關として、府縣の事務に關し補充的の議決をなすと共に、兼ねて府縣行政の監査機關たる性質を有する。府縣參事會は議長及び名譽職參事會員十人を以て組織し議長は府縣知事がこれに當る。

府縣參事會は府縣制の規定に基づき左の權限を行ふ。

- (1) 府縣會の代理をなすの權 府縣會の權限に屬する事項を府縣會の委任に依り及び臨時急施を要して府縣知事が府縣會を招集するの暇なしと認めた場合に、これに代つて議決をなすこと。
- (2) 裁決をなすの權 府縣に係る訴願訴訟及び和解に關する事項を裁決し、その他法律命令に依り特にその權限に屬せしめられた事項の議決をなすこと。
- (3) 検査をなすの權 府縣の出納事務につき検査を行ふこと。
- (4) 意見書の提出及び答中の權利義務 府縣の公益に關する事件につき府縣知事又は内務大臣に意見書を提出し又官廳の諮問に應じて意見を答申すること。

府 縣 廳
府縣知事の地位

府縣廳 市町村はその執行機關たる市町村長を自ら選任する

ことが出来るが、府縣の執行機關たる府縣知事は國家がこれを任命し、地方行政官廳たると同時に、府縣自治體の執行機關たる地位にある。即ち府縣知事は一面國の官廳として府縣内の自治行政事務を處理すると共に、他面地方團體の執行機關として、府縣内の自治行政事務を處理するといふ二様の地位を有する。府縣知事がこれら官治及び自治事務を處理する役所は即ち府縣廳である。府縣には書記官、地方事務官以下多くの官吏があつて知事の事務を補助してゐる。これらの官吏は、府縣知事の國の行政事務を補助すると共に、府縣の行政事務についても、執行機關たる府縣知事を補助するのである。

府縣官吏の外特に府縣の自治事務を補助せしめるために有給の府縣吏員を置き、府縣知事がこれを任免する。なほ府縣制により、補助機關としてその設置を強制されるものに府縣出納吏がある。

府縣知事の職權

行政官廳といふ府縣知事の職權、行政官廳としての府縣知事は地方官官制の定める所に従つて次のやうな權限を行ふ。

(一) 内務大臣の指揮監督を承け各省の主管事務に付ては各省大臣の指揮監督を承け、法律命令を執行し部内の行政事務を管理すること。

(二) 部内の行政事務に付其の職權又は特別の委任に依り管内一般又は其の一部に府縣令を發すること。

(三) 非常急變の場合に臨み兵力を要し又は警護の爲め兵備を要するときは師團長移駐して出兵を要求すること。(東京府下については警視總監がこの職權を行ふ)

(四) 支廳長警察署長等の下級官廳を指揮監督し及び市町村を監督すること。

北海道は全道を一行政區劃として北海道廳長官が其の行政を掌り、北海道會があつて道の自治議決機關となつてゐる。その關係は大體府縣と同様の制に依つてゐる。

地方團體としての府縣の執行機關たる知事は、府縣を統轄し府縣を代表するもので、その權限は大要次の如くである。

(一) 府縣會及び府縣參事會の議決を経べき事項につきその議案を發し、且府縣費を以て支辨すべき事務を執行すること。

(二) 府縣會府縣參事會の議決又は選舉がその權限を超え、法令に違反し、または公益を害すると認める時は、これを再議または再選舉せしめ、場合によつては取消すこと。

(三) 府縣參事會の權限に屬する事項であつて、臨時急施を要し參事會を招集する暇のない時は、これを專決處分すること。

(四) 府縣の財産營造物を管理し、收入支出を命じ、會計を監査し、府縣稅手数料などを賦課徴收すること。

府縣の財政

府縣の財政は府縣稅その他の收入によつて維持せられる。府縣稅は府縣内の市町村住民に對する地租附加稅營業收益稅附加稅所得稅附加稅などの附加稅及び特別地稅、家屋稅營業稅雜種稅等を包含する。その他府縣公債による收入、使用料、手数料、夫役現品、國庫補助金などの雜收入も、府縣の收入を構成する。

府縣の支出としては府縣自身の事務に要する費用の外、法律勅

令の規定または慣例により、國の事務に要する費用をも負擔する。また府縣は必要ある場合には、寄附若くは補助をなすことが出来る。支出の主なるものには警察費、土木費、教育費、勸業費等がある。

我が府縣 府縣は自治行政の行はれる範圍であると共に、また官治行政の行はれる區劃でもある。この點に於て府縣は市町村に比して、國家生活と直接的な關係を有つてゐる。言はゞ今日の府縣は、我々の地方自治生活の一單位である外に、國家生活に於ても一つの單位をなしてゐるのである。これを日常生活の上について見ても、或は縣民性が地方の人情風俗を區別する標準になりたり、或は大都市に於て各府縣出身者の縣人會が組織されたり、或は府縣對抗の各種競技會が行はれたりするのは、この現れである。これを公共生活の立場から考へても、土木・産業教育・社會事業など、多額の費用と周到な計畫の必要な施設については、小都市や町村

の經營に俟つことは困難であるから、通常これらの施設は府縣(乃至は大都市)を單位として營まれるのが有效である。以上多くの事實は、一面に於ては我々の郷土愛の現れであり、他面に於ては地方團體としての府縣の營む作用に外ならない。

かやうに府縣は、我々の生活にとつて重要な意義を有つものであるが、さればとて我々は徒に淺薄な郷土的偏愛に囚はれてはならない。我が府縣に對する公平な觀察と正當な理解を基礎として、その將來の發展と繁榮を圖ることが大切である。その爲には吾々は先づ我が府縣の沿革を明らかにし、縣治の發達に功勞のあつた先人の遺業を調べ、或は土木・産業教育等各方面に互つて縣政興隆の跡を覗ひ、更に進んでは府縣現在の大勢と概況に通ずることが必要である。特に府縣の現勢については、各府縣に於て發行する府縣勢一覽、府縣統計書等の冊子によつて、最新正確な知識

を養ふ便宜がある。我々はそれらの手段によつて、我が府縣に對する知見を確立すると共に、地方的因習の排除に努め、その地位實力を全國的に高める覺悟がなければならぬ。

第十二課 農村と都市

農村と都市

農村と都市 近世に入つてから農村と都市との懸隔は年々甚しくなり、今日に於ては殆どその極點に達したかの觀がある。然し農村と都市とを廣く社會生活全般の上から通觀すれば、兩者の間には密接な連絡のあることが認められる。

今これを經濟上の關係について考へて見れば、農村は都市の商業に原料を供給すると同時に、都市で生産された財貨の消費地である。また都市は農村の生産力に依頼して、工業的生產に従事

すると共に、その製品を全國に配給する商業地帶である。随つて都市が疲弊すれば農村はその農産物の過剩に苦しみ、農村が疲弊すれば都市は原料の不足に悩む譯である。いはば都市と農村とは共通の利害關係に立つものであるから、この關係を圓滿に發達させることが、一國經濟の全般的な繁榮と隆昌とを齎らす所以となるのである。

次に都市と農村とを文化の上から考へて見れば、都市は一國文化の最高の水準を示すもので、教育、交通、娛樂の諸機關は固より、保健、衛生等の設備に至るまで、時代の粹を凝らさないものはない。随つて都市の文化は、一切の文化的要素を結合した綜合的文化であるが、概して物質文明の方面がその中心となつてゐる。これに反して農村の文化は、物質的方面に於ては殆ど取るに足るものはないが、近隣縁者間の情誼の厚いこと、質實剛健の意氣の旺なこと

など、我が國民性の醇美な一面を代表する精神文化に於て優秀なものを有つてゐる。殊に蒼空綠野の下、新鮮な空氣と日光に浴しつつ、悠々として農耕に従事する間に、おのづから堅忍不拔の氣象が養成され、それがやがては國民精神を培ふ永久の要素となつてゐる。かやうに都市と農村が、各その文化的特質の長所を發揮するに努めることは、やがて兩々相俟つて我が國民文化の充實發展を來す所以となるのである。

農村生活

農村生活 次に農村をその生活の實際について見ると、元來農業は自然物(稻・麥・家畜・魚介等)を自然力の利用によつて培養するのであるから、その生産の方法も原始的であり、衣食・住居なども簡素である。随つて旱魃や風水害によつて生活を脅かされ易く、修養や娛樂の方面にも事を缺く場合が多い。

然し農家の生活は、主として價格の變動の少い土地を基礎とし、

生存に直接必要な食糧の生産に當るのであるから、都市の勞働者に比較すれば、尙ほその生活は安定してゐるともいへよう。また自然を友としてその業にいそしむ結果、常に心身の強健を保ち、近隣相扶けて淳朴親密な生活を送ることが出来る。自治的な公民、忠良な兵士は都市よりも遙に多く、農村に於て養はれる。そこには一攫千金の利を博する餘地もなく、立身出世の機會も少ないが、堅實安固な規則的生活と、平和純眞な道德的生活とがある。人生を正しく解する人にとつて、農村生活こそ眞に生甲斐のある生活であるといつてよい。

然し近時農村が年と共に疲弊して行くこともまた争はれない事實である。特に最近切實な農村救済の叫びを各處に聞くやうになつたのは、總人口の過半数が農業従事者である我が國としては重大なる問題である。これには種々の原因があり、またそれに

應ずる對策も考究されねばならないが、都市の物質的繁榮に眩惑されて、農村生活の美點や長所を忘れ、漫然と家郷を捨て、都會に出る農村子弟の多いことも、その有力な一原因であつて、農村青年の深く反省しなければならぬところである。

農村の開発

農村の開発 さてそれでは農村の疲弊を救ひ、その開發を圖るためには如何なる方法を探るべきであらうか。この問題の解決は、都市と農村との懸隔を少くして、國民の經濟生活及び文化生活全般の健全な發達を期するがためにも、刻下の急務であると思ふ。先づこれを經濟的方面から考ふれば、農村今日の窮乏は、人口の増加に伴つて、一人當りの生産額が漸次に減少するに至つたことが、その根本原因であると考へられる。随つてその對策としては、技術的方面の改善に意を用ひて、生産力の増加と品種の改良とを圖り、またその經營的方面の刷新に努めて、生産費の低下と有利の

販賣に心掛けることが大切である。近年は技術的方面も餘程改善せられ、灌漑排水、養蠶、乾繭、飼育等に進歩した機械や設備が整へられるやうになつたが、工業技術に比較すればなほ及ばざること遠いものがある。されば今後は益、此の方面の改善に努めて、時間と勞力とを節約し、それを更に有利な副業に振り向けることになれば一層合理的である。また經營的方面の改良は、技術的方面に比して著しくその進歩が遅れてゐる。この方面の改良を行ふためには、農家の生計を經濟化して生産費の低下を計ること、共同組織の販賣機關を設けて、農産物の市場價格を高めること等が、その根本策であらう。そのためには冠婚葬祭の費用を節約するとか、或は各種の産業組合を利用するとかいふことが、更に普及せられて其の徹底を見るに至らねばならぬ。

次に文化の上から農村の開発について考ふれば、先づ農村は農

都市生活

村固有の優秀な精神文化の維持發達に努めることが第一の要務であると共に出来る限り都市文化の長所を探つて、娛樂修養衛生等の施設を充實することが必要である。史蹟・名勝・天念記念物の愛護、口碑・傳説・俚語等の保存などは、農村文化の維持のために、また農村圖書館・集會所・劇場・病院等は農村文化開發のために、今後それぞれ地方民の努力によつて、助長改善されねばならぬ問題である。

都市生活 都市の生活はまた農村の生活と著しい懸隔がある。それは大規模の商工業を經營する少數の企業家と都市人口の大多數を占めるその雇傭者と、兩者の間に立つて中間利益を収める多くの小賣商との共同生活である。そこには天下の財寶を盡した無限の富があり、近代科學の粹を凝らした大工場があり、快適を競ふ交通機關があり、善美を誇る劇場がある。その他學校・圖書館・美術館・病院・公園・運動場等一として人目を眩惑しないものはない。

これを農村の簡素な生活に比較する時、眞に雲泥も營ならざるものがある。

然しながら都市生活にも亦幾多の缺陷と弊害とが存する。そこには不斷の劇しい生存競争が續けられ、優勝劣敗の世相が如實に展げられてゐる。殊に貧富の懸隔の甚しいこと、災害・疾病の多いこと、はその二大病弊である。一人よく幾百千萬の富を擁する者もあれば、一家を擧げて明日の糧に窮する者もあり、煤煙と塵埃と騒音とは二六時中絶える間もなく、傳染病・交通事故・盜難は頻發して盡きるところを知らない。殊に最近は打續く不景氣に禍ひせられて失業者は巷に滿ち、貧窮と犯罪の數は年々増加の傾向を示してゐる。これらの事情は、平和と健康と風光とに恵まれた農村生活者の想像も及ばないことであらう。

これは近代の經濟組織から生じた自然の結果ではあるが、國民

都市の改善

生活全般の福利の上から見て放任し難い問題である。これらの缺陷と弊害とを整頓し改善して、都市生活の健全な發達を圖るところこそ、現代の都市生活者に課せられた重大な使命である。

都市の改善 都市の改善を圖るためには、都市現在の缺陷を基礎として考慮すべきことはいふまでもない。随つてそれは貧富の懸隔に對應するための内容的施設と、災害・疾病の頻出に對應するための外形的施設とに分れる。

内容的方面の施設としては、貧困者救済のための無料宿泊所・職業紹介所・慈善病院・孤兒院・養老院・方面委員制度及び一般無産者の便益のための公設市場・簡易食堂・市營住宅・市營質屋・託兒所等の社會政策的施設や事業の完備が必要である。なほ内容的施設の一として實業教育・社會教育を振興し、商工業に關する知識技能や都市生活に關する公共的精神の涵養を圖ることも極めて大切であ

内容的施設

外形的施設

る。

外形的方面の施設としては、保健衛生のための公園の美化・街路の清掃・糞尿の處分・塵埃の燒却・騒音の防止・上下水道の完備・市民病院消毒所の設置などが主なる施設として整備されねばならぬものである。また災害防止のために建築物の取締・交通機關の統制等も實行されねばならぬことは既に述べたところである。

また近來はこれらの諸施設と都市の美觀の増進とを合せて、一般的な見地から都市の根本的改善を行ふため、都市計畫事業が實施せられるやうになつた。我が國の都市は明治以後歐米文物の輸入によつて急激に膨脹し發達したものであるから、あたかも泥濘の上に錦繡を蔽うたやうに、近年に至つて種々の弊害や缺陷がその表面に滲み出るやうになつた。これを根本的に改善せんとするのが都市計畫であるから、市民も自家の改善に當ると同様の

愛市中心を以て、事業の成功を援助するの心掛が大切である。

第十三課 産業

産業と國民經濟
經濟の意義

産業と國民經濟 人間の生活に必要な資料を財貨といひ、財貨を作り出す人間の働きを生産といふ。然し單に財貨を生産したのみでは生活は出来ないから、更にこれを用ひたり費したりする働きが行はれる。これを消費といふ。そこで生産と消費の二つの作用が相俟つて、初めて人間の生活が満足されることになる。これを經濟と呼ぶのである。

人智の開けない古代に於ては、人間の欲望も極く單純であつたから、總べての人間が農耕や狩獵に従事し、家庭に必要な財貨は家族が生産し消費してゐた。これを家庭經濟(または私經濟)の時代といふ。

然し人智の進むに随つて人間の欲望も複雑となり、その結果人は多くの財貨を他人の供給に仰ぐやうになると、こゝに初めて交易が行はれることゝなつた。これを社會經濟(または公經濟)の時代といふ。この時代に入ると、生産とは單に財貨を作り出す働きのみをいふのではなく、既に作られた財貨を生産者から消費者に傳達する働き、即ち交易をも含んだ作用を意味するやうになる。そこで生産とは廣く財貨を作り出し利用し得る状態に置くこと、言ひ換へれば財貨の效用を發揮すること、を意味するやうになるのである。またこの時代になると職業の分化が行はれる結果、直接生産に従事する者としないう者との別を生じ、これを社會生活全般の上から考へると、生産といふ作用はその他の作用から區別して考へられるやうになる。これを産業と呼ぶのである。

産業の要素

産業は通常農業工業商業の三つに大別される。何れの場合に

於ても財貨の生産には三つの要素が必要である。土地と資本と勞力とがそれである。土地とは人が生産に従事する場所をいひ、農業に於ては特に重要な意義を有つてゐる。資本とは設備や原料や勞力を整へるための經濟的手段をいひ、今日では貨幣の形を以て表示されてゐる。資本は商業と工業に於て特に重要な意義を認められてゐる。勞力とは財貨を製造したり加工したり、賣買したりする人間の働きをいひ、工業と農業に於て特に必要である。これら生産の要素を結合して産業を營むことを企業といひ、その一個人によつて行はれる場合を個人企業、多數人の共同によつて行はれる場合を共同企業といふ。小規模の企業には個人企業が便利であり、大規模の企業には共同企業が有利である。現今では社會の進歩に伴つて、共同企業が營む經濟上の機能は頗る重要なものがある。

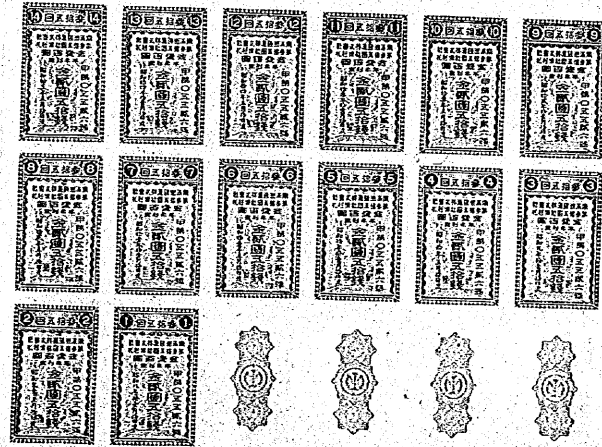
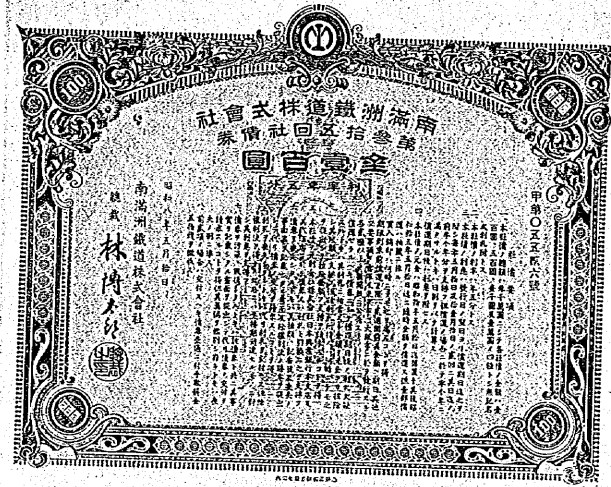
個人企業と共同企業

(表) 券 株



(裏) 券 株

[illegible]



共同企業の組織

共・同・企・業・の・組・織 我が商法の規定に依れば共同企業の組織には次の四種がある。
(一)合名會社 各企業者が無限の責任を以てその經營に當る組織でこれを無限責任會社といふ。

(二)合資會社 資本と勞力とを提供する無限責任社員と資本のみを提供して一定限度の責任を負ふ有限責任社員との合同に成る組織で經營は専ら無限責任社員が擔當する。

(三)株式會社 資本を株式の形式によつて七人以上の株主に分擔せしめ隨つてその責任も株式金額の範圍に應じて限定し、その經營は株主總會が選定した役員によつて行はれる制度をいふ。株式會社は株式の公募によつて多數の小資本を一個の大資本に集中し、大規模の永續的企業を營むに便宜であるから、今日では非常な發達を示してゐる。

(四)株式合資會社 無限責任社員と株主との合同になるもので、合名會社と株式會社とを合併したやうな組織のものであるが、我が國では實際上殆ど行はれてゐない。

然し共同企業も一定の限度を越せば會社の濫設となり、生産の過剩を來して、屢々經濟界に恐慌を惹起するやうになる。そこでこ

企業聯合と企業
合同

れに對應するため、更に新たな企業形態が案出され實行されるやうになつた。カルテルとトラストとが即ちそれである。

(一) カルテル(企業聯合) 多數の大會社が、互にその獨立を保ちながら價格の協定、生産の制限等を行ひ、それによつて加入會社が共同して價格の維持と市場の獨占とを圖ることをいふ。

(二) トラスト(企業合同) 多數の會社を合同して、その經營を單一の組織の下に統制し、カルテルと同一の目的を更に有效適切に達しようとするものをいふ。

カルテルもトラストも、共に企業者間の不當の競争を避け、需要と供給の調節を圖る上に便利ではあるが、一面では國內市場を獨占して商品の價格を吊上げ、他面では外國市場に投賣(これをダンピング)を行つて、その損失を國內消費者に負擔せしめるやうな惡弊を生ずる傾向がある。

産業組合

そこでこの種の大規模な共同企業に對抗し、個人企業者の經濟的地位と利益とを擁護するために、産業組合の制度が設けられてゐる。産業組合とは中産以下の個人企業者が集つて、資本の融通、生産販賣の業務を共同に行ひ、産業上若くはその生活上の必需品をも、共同に購賣するために設けられるもので、今日特に農村によく發達してゐる。

産業組合の種類 産業組合には次の四種がある。

(一) 信用組合 組合員に對して産業に必要な資金を貸與し、且其の財産を預け入れることを行ふもの。

(二) 販賣組合 組合員の生産したものに加工しまたは加工しないで之を賣却するもの。

(三) 購買組合 産業や生活に必要なものを買入れ、之に加工し若くは加工しないで組合員に賣却するもの。

(四) 利用組合 産業または經濟に必要な設備を利用させるもの。
産業組合が聯合してその事業を遂行するためには産業組合聯合會があり、更に産業

組合とその聯合會の普及發達や相互の聯絡を圖るためには産業組合中央會があり、組合事業全般の財政的基礎を鞏固するためには産業組合中央金庫(政府産業組合の出資)がある。

産業組合は一面に於ては組合員の經濟的獨立を維持し、個人企業に於けると同様の効果を收めながら、他面に於ては、組合組織の下に共同企業の利益を併せ收めるもので、經濟政策としては重要な意義を有する制度である。

さて古代の家庭經濟が崩壊して社會經濟の時代に入ると、初めは都市とその隣接農村とを連絡する地方經濟が發達し、後には國內各地方を連繫する廣汎な國民經濟が行はれ、更に近時は交通機關の發達と相俟つて、國家間の交通貿易が營まれるやうになつた。然し今日の社會經濟はまだ世界經濟の域には達せず、國民經濟の範圍に止まつてゐると稱せられる。それは國際間の交通貿易に

國民經濟

農業

は國家が幾多の干涉を加へ、一國內の取引は自由に行はれても、國家間の取引は多大の制限を受けてゐるからである。例へば外國商品に關稅を掛けてその輸入を防ぐとか、金の輸出禁止を行つて正貨の流出を防ぐとかいふのはそれであつて、これは國內の產業的乃至經濟的利益を主眼として行はれるものであるから、國家の存立する限りは當然のことといはねばならぬ。故に國民は常に國家の經濟的利益を目標とし、國家產業の發達に向つて邁進するの覺悟が大切である。

農業 廣く農業といふのは單に田畑の耕作に限らず、牧畜林業、養蠶等を含み、更に養鶏養蜂養魚なども包含するもので、主として土地の自然的生産力を利用して、國民の食料及び工業用原料を生産することをいふ。

農業の經營法には集約的農法と粗放的農法とがある。我が國

は土地が狭少で、且水田を主としてゐるから、大規模の機械を使用して多量の收穫を擧げんとする粗放の方法は不適當で、古來のまに家族勞働を主とする集約的方法が行はれてゐる。

農業は國民に食料を提供し、工業に原料を供給し、同時にその作物は商品として取引されるから、いはゞ各種産業の基礎ともなるべき重要な産業である。特に我が國は太古以來農業を立國の根本としてゐるのであるから、その盛衰消長は國民の經濟生活に重大な影響を及ぼす譯である。然し近來は商工業の殷盛と都市文化の發達に眩惑され、農村の子弟中年々夥しい離村者を數へ、全國的に農業の疲弊を來してゐることは歎はしいことである。

國家や公共團體は夙に農業の振興と發達とに意を用ひ、或は各種の試験場（農事試験場、園藝試験場、畜産試験場等）を設け、或は補助金、獎勵金の交付を行つてゐる。然しこれらの施設は、更に農家自身の自發的な努力と

工業

工業の類別

相俟つてその効果を收め得るものであるから、近年は農業に関する各種の公共組合が設けられるやうになつた。農會、畜産組合、森林組合、水利組合、耕地整理組合などはそれである。

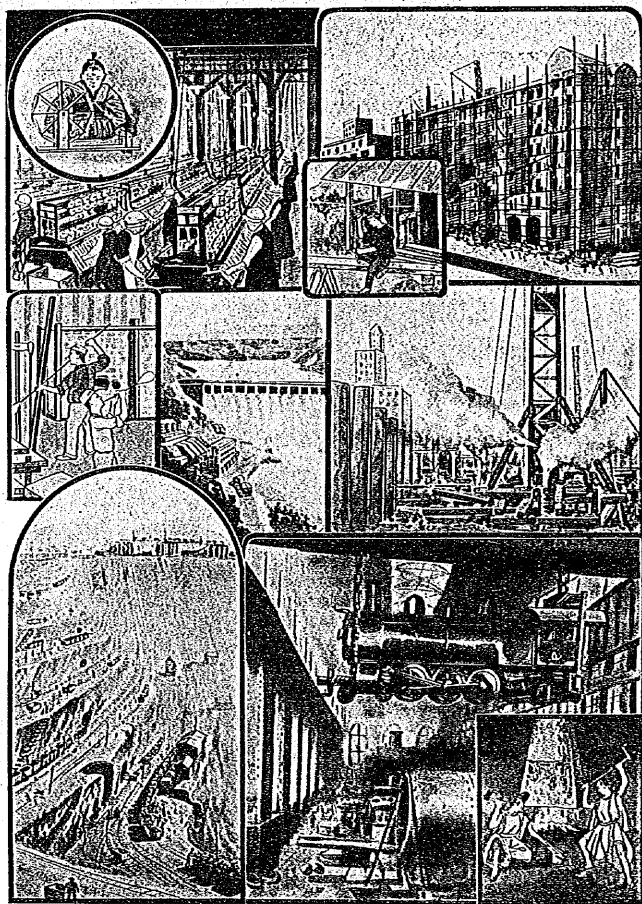
工業 工業は農業、水産業、鑛山業などの基礎産業が供給する原料に加工し、更にその效用を高めて國民一般の需要に充てる作用をいふ。随つて工業の發達には、基礎産業によつて天然の資源を開發することが大切であり、また工業それ自身の能率を高めるためには、専門的知識と技能の發達を圖ることが大切である。かやうにして發達した工業は、やがて優秀な製品を交易の市場に送り、對内對外の通商貿易を盛にして國富を増進することになる。工業が近代的の形態を具へるやうになつたのは、極く最近のことであるが、その迅速な發展は驚異に値するものがある。

工業の類別 工業には、その製品が更に他の財貨を生産する要具として利用され

るものと、その製品が直ちに財貨として消費されるものとある。前者を重工業後者を軽工業といふ。また工業はその生産方法の差異に基いて手工業（家内工業）と機械工業（工場工業）とに分けることが出来る。手工業は西洋では中世以前我が國では明治以前に行はれた生産方法で、工場主がその家族や少数の職人と共に、主として體力を基礎とする簡単な製作に従事したもので、今日でも尙ほ一部の軽工業はこの種の方法によつてゐる。機械工業は精巧な機械と多数の職工とを擁する工場組織の下に、専ら動力を用ひて各種製品の大量生産を行ふもので、今日の工業界は殆ど機械工業によつて支配されてゐる。

家内工業の盛な時代には、製品は殆ど注文に應じて製造せられてゐたが、工場工業の極度に發達した今日に於ては、製品は常に社會の需要を見越して大量的に生産され、謂はゆる市場生産の方法がその通則となつてゐる。その結果、需要と供給との不均衡から商品の過剰を來すことがある。また工場工業は複雑な分業組織と多数の職工とによつて行はれる結果、その經營宜しきを得な

工業發達圖



い時は直に製品の價格を騰貴せしめ、對内・對外共に國民經濟に害惡を及ぼすやうになる。そこで近年は生産の制限能率の増進價格の引下げ等を目的とする産業合理化の聲が高まり、新に産業統制法が施行されるやうになつた。

以上の外なほ工業の發達を助成する施設としては各種の試験場(工業試験場、絹業試験所、磁器試験所、工藝指導所等)や補助金、獎勵金の制度が設けられ、また特許法・實用新案法・意匠法・商標法等も制定せられて、發明發見に基く無形的利益の保護に努めてゐる。また工業の發達には企業者側の自治的な自助作用が必要であるとの見地の下に、重要物産同業組合・茶業組合・酒造組合などの公共組合が設けられ、なほ商工業全般の改善發達を圖るため、商工會議所も設置せられてゐる。

商業 商業とは、農業や工業によつて生産された商品、消費者に傳達すること、言ひ換へれば生産と消費需要と供給の仲介をな

すものである。それ自身は有形財の生産に關係しないが、生産された商品を消費される状態に置くこと、即ち財貨の效用を發揮せしめるといふ點に於て、價值を作り出すのである。

今日のやうに市場生産が行はれる時代には、各種の商品は大體の需要を豫想して生産せられるから、商人は豫め大量の商品を仕入れて置き、需要に應じてこれを消費者に販賣するといふ筋道を辿ることになる。然し市場生産は屢々實際の需要と合致しない場合があるから、生産と消費との間に過不足を生じ、商品の價格に急激な變動を惹起することが多い。この場合商人は仕入品の騰貴によつて利益を得ることもあるが、下落によつて反對に損失を蒙むこともある。この危険を負担しつゝ、需要と供給の調節を圖り、常に適當の價格に於て、生産者と消費者双方の利益を調和させることが商業の本旨である。

商業の系統

商業はその交易の順序から見て、問屋・卸賣商・小賣商の系統的な段階に分れるが、價格の低廉を保つためには、生産者と消費者との間に成るべく中間商人を少くすることが得策である。百貨店連鎖店などは大規模な小賣商で、生産者から直接仕入れて販賣する品物が多いから、比較的安價にこれを消費者に提供することが出来るのである。

商品の賣買は通常店舗で行はれるが、市場の取引も亦盛に行はれ、近年は公共團體の手によつて大規模の市場が經營されるやうになつた。その内中央市場は専ら小賣商に、小賣市場は同じく消費者に對して設けられてゐる。市場は商品の集散に秩序を與へ、その價格を一定して小賣値段の均一を圖るに便である。

取引所・店舗や市場の外にまた取引所の制度がある。取引所は一定の資格ある仲買人が時を定めて集合取引を行ふもので、現在は米穀有價證券綿糸綿布砂糖につ

取引所

いて設けられてゐる。取引所は元來需要供給の關係に明るい一團の仲買人が、兩者の間に立つてその調節を圖り、價格の激變を防止すると共に、其定相場を發表して、一般取引の標準を示すことを本旨とするのである。然し實際上は、價格の變動によつて仲間利益を博さうとする投機的取引が行はれる傾向があるから、國家は取引所法を設けてその統制を圖り、商工大臣が嚴重な監督を行つてゐる。

以上の外商業の改良發達を圖る自治的助成機關としては、各種の同業組合及び輸出組合、商品検査所、商品陳列所、商工會議所等がある。

其の他の産業

その他の産業 農業、工業、商業の外なほ重要な産業としては、鑛山業、水産業、交通業等がある。我が國の鑛山業は、資源に乏しいため餘り發展してゐないが、水産業は品種の多様と漁獲高の豊富とを以て、昔から重要な産業となつてゐる。交通業は經濟生活の動脈として、各種産業發達の基礎となるべきものであり、特に地相複雑で四面環海の我が國としては、内陸外洋共に交通業の發達を期

すべき必要は多大なものがある。

第十四課 貨幣及び金融

貨 幣

貨幣 古代の交易は物々交換によつて行はれたが、産業の發達に伴ひ、貨幣が交易の手段として用ひられるやうになり、今日では經濟生活に缺くことの出来ない重要な役目を果してゐる。貨幣の營む作用は、先づ第一に交換の媒介をなすことであるが、同時にそれは財貨の價格を定める標準であり、また財産を蓄積する手段でもある。これらの作用を果さしめるため、國家は法律に依つて貨幣に強制通用力を認めてゐる。

今我が國現在の貨幣制度を、貨幣の一般的性質に關係づけて説明すると次の通りである。

(一) 製造及び發行權 貨幣の製造及び發行の權は政府に屬してゐる。たゞ私人は金地金を輪納せば、無手数料で金貨幣の鑄造を受けることが出来る。これを自由鑄造制度といふ。

(二) 價格の單位及び貨幣の本位 貨幣は交換の媒介をなすものであるから、同時に價格の單位を定めるものでなければならぬ。我が國では純金の量目二分を以て價格の單位に充て、これを圓と稱する。随つて總べて財貨の價值は圓によつて表示せられる。かやうに一種の金屬より成る貨幣を本位とする制度を單本位制(我が國は金單本位制)といふ。

(三) 本位貨幣及び補助貨幣 本位貨幣とはその名義上の價值が、その貨幣の含む地金の價值を現はすもので、法律上無制限に通用力を認められるものをいふ。二十圓・十圓・五圓の金貨幣はこれに當る。補助貨幣とはその名義上の價值が、その貨幣の含

本位貨幣と補助貨幣

兌換銀行券

む地金の價格よりも高いもので、法律上強制通用力に一定の制限を受けるものである。即ち銀貨幣は十圓まで、白銅貨幣は五圓まで、青銅貨幣は一圓までを限り法貨として通用する。

(四) 兌換銀行券 貨幣には硬貨(金屬貨幣)と軟貨(紙幣)とがあり、軟貨の一種に兌換銀行券がある。兌換銀行券とは、これを發行する銀行が、所持人に對してその國の本位貨幣と何時にても交換することを約する證券である。一種の代用貨幣であるが、貨幣と同じく強制通用力を認められ、その機能に於ても貨幣と殆ど異なる所がないから、通常これを貨幣として取扱つてゐる。紙幣の發行は、貨幣と同じく當然國家に屬すべきものであるが、便宜上日本銀行をしてこれを發行せしめてゐる。

物價 個々の財貨と貨幣との交換割合、即ち賣買に際しその物に對して授受せられる貨幣の分量を價格といふ。價格がその生

物價

産費に相當する場合を正常價格、相當しない場合を市場價格といふ。

財貨の價格は本來その生産費によつて定まるべきものであるが、通常は需要と供給との關係によつて決定される。需要が多ければ、價格は騰貴して生産費の上に出て、需要が少なければそれと反對の結果になる。前の場合にあつては、企業家は利潤の多いのを見て供給を増加するから、生産の過剰を來して價格を下落させ、後の場合にあつては、企業家は損失を慮つて生産を制限するから、供給の減少を來して價格を騰貴させる結果になる。このやうに市場價格は常に高低上下するものであるが、價格の歸着せんとするところは、生産費即ち正常價格である。

各種の財貨の價格を總稱して物價といふ。即ち物價は個々の財貨の價格を綜合したものに外ならないから、價格の變動と同じ

物價指數

信用

く需要と供給の増減によつて騰落する。然し物價はまた貨幣の數量やその流通の速度が大であれば、貨幣の價值は下落してその購買力が減少するから、物價はおのづから騰貴し、反對の場合にはまたこれと反對の結果になる。そこで政府は貨幣の發行や回收を適宜に按排して、常に貨幣價值の急激な變動を調節するに努めてゐる。然し社會經濟の進歩するに伴つて貨幣や信用證券(次項参照)の流通は年々迅速の度を加へるから、貨幣價值は漸次に低落して物價は一般に騰貴する傾向がある。

物價の變動は物價指數によつて知ることが出来る。物價指數とは一定の時期と場所とに於ける各種財貨の價格を百とし、その後同種財貨の價格が如何に變化したかを比例數によつて現はしたもので、政府・日本銀行・商工會議所がその調査に當つてゐる。

信用 現代の經濟生活を支へてゐる最も重要な事實は信用で

ある。信用とは他人に對して未來の辨済を信認することをいひ、この信認に基く取引を信用取引と呼んでゐる。信用そのものは經濟行爲であるが、その根柢をなすものは道德上の信賴であるから、道義の類れた社會に於ては信用は成立たない。

信用取引は口頭によつて行はれる場合もあるが、通常は信用證券の授受によつて行はれる。信用證券とは一定の金額を表示し、裏書または引渡によつて他人に譲渡し得るものをいひ、これに公債證券、社債券、銀行券、手形等があるが、最も普通に行はれるものは手形である。手形には次の三種がある。

- (一) 約束手形 振出人^(債權者)が受取人^(債務者)又はその指圖人に對し、一定の場所を示して所定の満期日に、一定の金額を支拂ふべき旨を約束する證券をいふ。
- (二) 爲替手形 振出人^(債權者)が支拂人^(債務者)に對し、一定金額を所

手形

定の満期日に一定の場所に於て、受取人^(振出人の債權者)又はその指圖人に支拂ふべきことを委託する證券である。

(三) 小切手 銀行に當座預金を有する者が、その銀行に對し、一定金額を指名人又はその持參人に支拂ふべきことを委託する證券である。

手形は裏書により、小切手は裏書によらず、それぞれこれを他人に譲渡することが出来る。手形の裏書とは手形上の權利者が、更に他人をして手形上の權利を行使するを得しめる行爲をいふ。これによつて手形や小切手は轉々流通し、あたかも貨幣の代用たる作用を營むのである。

銀行はまたその顧客の依頼に應じ、満期到來前に於て手形をその額面より廉價に買入れ、その差を割引料として銀行の利得とし、顧客の手取金を現金にて支拂ひ、またはその當座預金に振替るこ

手形の割引

金融機關

ともある。これを手形の割引といふ。

金融機關　總べて企業の經營には資金が必要である。資金がなければ、工場の建設も職工の雇入れも商品の仕入も出来ない。特に大規模企業の發達した今日に於ては、個人の所有する資金のみでは到底共同企業の繁榮に對抗して行くことは不可能である。そこで資金の餘裕ある一團の人と、資金を必要とする一團の人との間に資金の貸借授受を圖ることが必要である。これを金融といふ。

金融のためには種々の機關があり、需要者と供給者との間に立つて信用取引の媒介を行つてゐる。銀行、信託會社、信用組合、金貨質屋、賴母子講等がそれである。就中一般金融機關として重要な作用を營むものは銀行である。

銀行とは資金の餘剩ある方面から信用を受けてこれを借入れ。

銀行

銀行の業務

資金の不足せる方面に信用を與へてこれを貸出すことをその業務とする。之に依つて、一方には各種事業の發達を助け、一方には勤儉貯蓄の美風を獎勵するの効果を擧げることが出来る。銀行に普通銀行と特殊銀行との二種がある。普通銀行は主として商業上の短期信用を取扱ふもので、また商業銀行とも呼ばれる。特殊銀行とは特別の法規に基き、特殊の職分を有する銀行を總稱するもので、これに日本勸業銀行・府縣農工銀行（農工業方面の長期金融を目的とす）・日本興業銀行（動産特に株券を擔保とする金融を目的とす）・臺灣銀行・朝鮮銀行・北海道拓殖銀行（共に植民地新開地の拓殖に當ることを目的とす）・日本銀行（通貨の統制を主要目的とす）・横濱正金銀行（外國爲替の取扱を主要目的とす）及び一般貯蓄銀行（細民の貯金を獎勵するを目的とす）等がある。

銀行の業務 銀行の業務には受信的業務と與信的業務とがある。(本文参照) 銀行券の發行 銀行の發行預金は前者に屬し、貸付手形の割引爲替の賣買は後者に屬する。銀行券の發行 業務の重大性に鑑み日本銀行に限り之を認め、また例外として朝

鮮銀行臺灣銀行にも新領土租借地を限つて其の發行が許されてゐる。

(2) 債券の發行 長期金融のための資金借入を目的とするものであるから普通銀行はこれを行はず、農工業や拓殖事業の助長を目的とする特殊銀行のみが之を發行する。

(3) 預金 銀行業務中最も廣汎なもので、定期預金と當座預金とを其の主要なものとする。普通銀行に於て特に重要視されてゐる。

(4)貸付 期間を定めて資金の貸出を行ふことで、通常擔保を必要とする。普通銀行の貸付期間は短いが特殊銀行では長期に亙るものが多い。

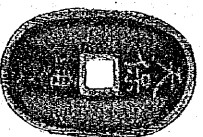
(5) 手形の割引　満期到來前の手形を低廉に買取ることによる、特殊の貸付であつて、主として商業上に利用せられる。短期を原則とし二三箇月を通常とする。

(6)爲替の賣買 隔地者間の金融を簡易化する方で現金輸送の危険と煩勞とを省く手段である。内國爲替は一般銀行外國爲替は主として横濱正金銀行が取扱ふ。

信託業は最近に發達し、委託者の財産を預つて一定の期間これを保管し、有利にこれを運用することを業とするもので、其の性質は一種の長期預金に類する。

信託業

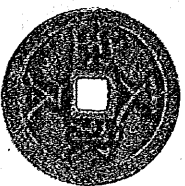
幣貨の以前以治明



寶通保天
(文百錢)

銀朱二
(一の分入の料一)

判 小
(兩一)



文久永豐
(文四燭に當る)



銀 五
（一の分二十の兩）



— ५५ —
(— १५४७७७ —)



判 大
(附 十)

可銀行臺灣銀行にも前項上借債権を限つて其の發行が許される。
 ②債券の發行 長期金融のため資金個人を目的とするものであるから、普通銀行はこれを行つて、銀行業を補助事業の助長を目的とする特殊銀行の役割を發行する。

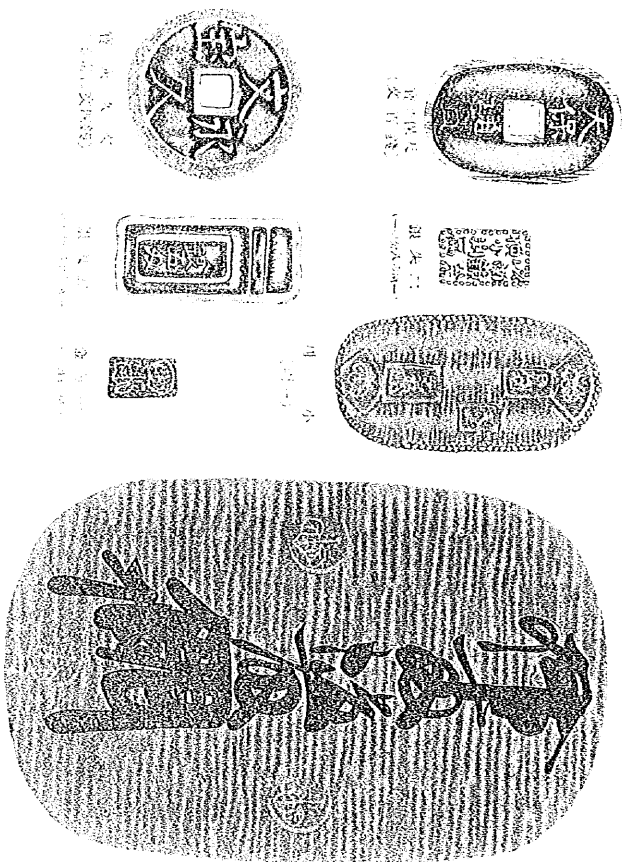
③預金 銀行業務中最も慎重なもので定期預金も當座預金も其の主要なものとする。普通銀行は於て特に重要視される。

④貸付 期間を定め資金の貸出を行ふこと、普通常担保を必要とする。普通銀行の貸付期間は短いが特殊銀行では長期に延ぶものが多い。

⑤手形の割引 短期將來の手形を低價に買取ることにして特殊の貸付である。主として商業上は利用される。短期を原則として、満日を通常とする。

⑥爲替の賣買 各地着期の金融を簡易化する方策で現金餘剰の危険も填勞も省く手段である。内地爲替は一般銀行外國爲替は主として信託銀行が取扱ふ。

信託業は最近に發達し、委託者の財産を預つて一定の期間これを保管し、有利にこれを運用することを業とするもので、其の性質は一種の長期預金に類する。



AB 00750									
昭和八年十二月十日									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
大橋一平									
先									
後									

住友銀行御中

井上新方印

昭和八年十二月十日

右金額此物手持者全御拂渡可被成儀也

一金壹仟圓也

小切手 大橋一平 啟

AB 00750

表面金額手裏有也
此物全手裏有也
大橋一平 印

AB 00750	
昭和八年十二月十日	
大橋一平	
先	
後	

AB 00750	
昭和八年十二月十日	
大橋一平	
先	
後	

第十五課 交通

交通機關

運輸機關

交通機關 總べて人畜を移動し、物資を輸送し、思想を通信するための手段を交通機關といふ。交通機關の完備とその作用の發達とは、國防並に國民幸福の上に深い關係があるから、交通に關する事業は國家がこれを監督し、その主要なものは國家または公共團體が經營に任じてゐる。交通機關はこれを分つて人及び物の輸送に當る運輸機關と、思想の傳達にあたる通信機關の二とする。運輸機關に屬する主要なものは、道路・鐵道・自動車・船舶・航空機などである。

(一) 道路 道路は一般交通の用に供せられるもので、各種の行政廳(內務大臣府縣知事市町村長)によつて認定せられたものをいふ。道路には國道府縣道市道町村道の四種があるが、何れも國家の營造物で、國道府縣道は府縣知事市道町村道は市町村長の管理に屬

する。道路の新設改築修繕及び維持に要する費用は特別の場合を除き原則として、道路管理者(府縣知事、市町村長)が統轄する公共團體(府縣市、町村)の費用を以てする。また道路の一種として市及びこれに准ずる地域に通ずる道路を街路といひ、法律上別箇の取扱となつてゐる。

我が國の道路は近時大いに改善されたが、なほ歐米諸國に比して著しい遜色がある。就中自動車道路の如きは其の改修を急務とする。沿道の住民は路面や側溝の清掃に意を用ひて、一般道路の保護と維持に努め、清潔については國民一般が不斷の注意を怠らないやうにせねばならぬ。

(二)鐵道 鐵道は現代の陸上交通機關としては最も主要なもので、經濟上は言ふに及ばず、政治上軍事上にも國家社會の隆替に重大な關係がある。故に我が國も明治以來その發達に多大の費用と努力とを傾注したが、明治四十年以來國有鐵道の主義を實行し全國の幹線及び主要線路を國有とし、鐵道省をしてその經營に當らしめてゐる。國有鐵道の外には地方鐵道と軌道とがあり、それぞれ地方的の交通を目的とし、私人または公共團體の經營に任じてゐる。

(三)船舶 船舶は河湖及び海上の交通機關で、内地の水運及び遠洋の海運に便する重要な交通機關である。船舶の航行する路線を航路といふ。これに沿岸航路、近海

航路、遠洋航路の三種があり、現今我が國の遠洋航路には、歐洲航路、北米航路、南米航路、濠洲航路、南洋航路、印度航路、アフリカ航路、日本海航路、支那沿海及び揚子江航路がある。

我が國は海運については原則として民間會社の經營に委ねてゐる。然し政府は通商航海の獎勵を圖る見地から、有力な汽船會社に對して一定の航路を指定し、補助金を交附して定期航海を行はしめ、また燈臺その他の航路標識を設け、船舶船員に對して嚴重な監督検査を行つてゐる。近年我が國は英米について世界第三の海運國たる地位を占めるやうになつたが、なほ船舶の設備、速力その他について改善すべき點が多い。

また港灣は陸路と船舶とを連絡するための重要な機能を果すものであるから、國家や公共團體がその施設に努力してゐる。現今外國との通商を許されてゐる開港場は朝鮮、臺灣、關東州を合して六十五を數へる。

自動車と航空機 また近時運輸機關として目覺しい進歩を示してゐるものに自動車と航空機とがある。自動車は市街地を主とする近距離の交通や、鐵道の便のない地方の交通にその效用を認められ、航空機は専ら遠隔地の運輸に利用せられてゐるが、我が國に於ては何れも歐米列強に比して未だ著しくその發達が遅れてゐるの

通信機關

は残念である。

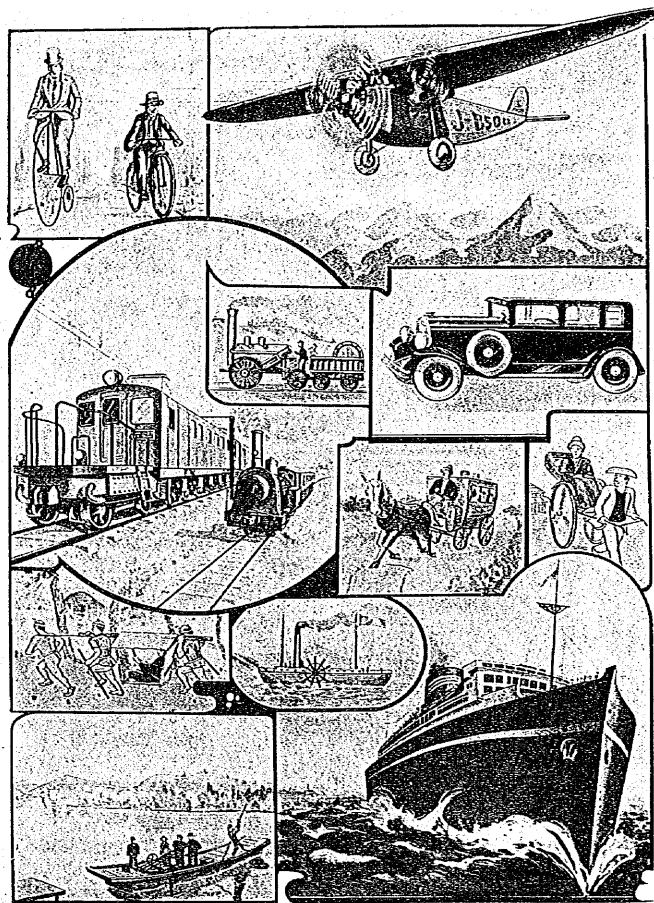
通信機關に屬するものには郵便電信電話があり、共に國家の獨占事業となつてゐる。

(一)郵便 郵便は信書及び小包の運送をなすもので、内國郵便と外國郵便とに分れ、また郵便物には通常郵便物(書狀、葉書、書、印刷物等)と小包郵便物とがある。明治元年郵便制度が布かれてからその發達目覺しく、現在一ヶ年間の通常郵便物約五十億五千八百八十萬通、小包郵便物六千二百二十五萬餘個の多きに達してゐる。

(二)電信 電信には有線電信と無線電信とがあり、有線電信にはまた陸上電線と海底電線とがある。現在陸上電線は全國至る所に通じ、海底電線は支那、シヤ、北米合衆國などに通じ、無線電信局は全國に亘つて約四十ヶ所の多きに達してゐる。電信はその通信の敏速な點に於て遙に郵便に優り、遠距離に於ても確實に通信し得る點に於て國際間の通信に重要な役目を帯びてゐる。

(三)電話 電話は電信よりも通信の機能に於て更に優り、對話者との思想交換の迅速で且つ直接的な點は電信の速く及ばないところである。電話には有線電話と無線電話(ラヂオ)がある。最近有線電話の加入者は全國で六十萬に餘り、ラヂオの聴取

交通發達圖



者は百萬を超えてゐる。ラヂオは發明以來短日月の間に普及し現在では公衆の修養報道及び娛樂機關としても重要な機能を果してゐる。

交通と文化 運輸機關はあたかも社會の血管のやうなものであり、通信機關は同じくその神經のやうなものであつて、一切の社會的活動の源泉である。一地方に鐵道が通じたために、忽ち産業の勃興を來し、一寒村が開港されたため、日ならずして大商工都市となつたやうな例は枚舉に遑ない程である。これを全般的に考へて見れば、交通機關の進歩は文化發達の結果ではあるが、一たび交通機關が進歩すれば、文化はそれによつて更に發達を促進される。それは交通の發達に伴うて人間相互の交渉が密接となり、互にその知見を交換し合ふ結果、絶えず社會に活氣を與へ、延いては文化の開發を促すのである。

今日我等は數十日で世界を一週し、數分間に地球の果まで通信

し、居ながらにして世界の狀勢を知り、勞せずして諸國の珍味を味ふことが出来るやうになつた。然し今後は世界の距離は一層短縮せられ、全人類の交渉は彌密接となり、同時に世界各地の民族や國家は、互に固有の思想や學藝を交換し合うて、人類共同の文化を無限に向上せしめることが出来るであらう。

翻つて我が國の交通機關は、明治以後の發達にかゝるものが大多數を占めてゐるが、國民の努力によつてよく短期間に長足の進歩を遂げたのみならず、技術能率などの方面に於ては、諸外國と遜色がないまでの發達を示すやうになつたといふ。然しその設備規模などの方面については遺憾の點が多く、國民今後の努力に俟つべきものが尠くはない。

交通道德 公衆が交通機關を利用して充分その恩恵にあづかるためには、これに對する共同の心得即ち交通道德を實行するこ

交通道德

とが大切である。元來交通機關は安全確實で然も迅速を旨とするものであるから、充分にその機能を發揮することは容易な業ではない。故に公衆各自が、常に慎重の注意を拂つて交通機關の能率増進を助け、延いては相共にその利便を高めるやうに心懸けねばならない。

我が國民は、道德の個人的な自覺と實踐に於ては敢へて外國人に劣るところはないが、社會生活に必要な公衆道德はなほ一般に振はず、交通道德の如きは特に遺憾とすべき點が多い。然も今後はなほ各種交通網の擴大、車馬車輛の増加、道路鐵道の交錯など、交通の頻繁は益、その度を加へんとしてゐる。随つて交通に伴ふ事故も年々増加すべき趨勢にある譯であるから、國民は單に國家や公共團體の施設にのみ依頼することなく、常に交通道德を守つて、災害の豫防危險の防止に努めなければならぬ。

230.31-17

新制 女子公民教科書 上卷終

昭和八年八月五日 印刷
昭和八年八月十日 發行

定	上卷	金五拾五錢
價	下卷	金五拾三錢

著者 長谷川 乙彦

著者 橋本 有



發行所 東京市日本橋區大傳馬町一丁目二番地
印刷者 兼 仝 要 三 郎

發行所

東京市日本橋區大傳馬町一丁目二番地
兼 替 東京七九五七七番
大阪市東區傳馬町五丁目
兼 替 大阪九八二〇番

英進社

